

平成23年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成23年6月17日（金曜日）

○議事日程

平成23年6月17日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	中 林	堅 造 君	4 番	河 杉	憲 二 君
5 番	斉 藤	旭 君	6 番	高 砂	朋 子 君
7 番	山 根	祐 二 君	8 番	今 津	誠 一 君
9 番	久 保	玄 爾 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	重 川	恭 年 君
13 番	山 本	久 江 君	14 番	横 田	和 雄 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿	博 敏 君	19 番	田 中	敏 靖 君
20 番	木 村	一 彦 君	21 番	三 原	昭 治 君
22 番	藤 本	和 久 君	23 番	安 藤	二 郎 君
24 番	田 中	健 次 君	26 番	山 下	和 明 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君						
会計管理者		安田憲生君	財	務	部	長	本廣繁君					
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	福谷真人君					
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君			
土木都市建設部長		権代眞明君	健	康	福	祉	部	長	田中進君			
教	育	長	杉山一茂君	教	育	部	長	藤井雅夫君				
上下水道事業管理者		浅田道生君	上	下	水	道	局	次	長	岡本幸生君		
消	防	長	秋山信隆君	代	表	監	査	委	員	和田康夫君		
入札検査室長		福田一夫君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長		高橋光之君	監	査	委	員	事	務	局	長	永田美津生君	

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。22番、藤本議員、23番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。

これより早速質問に入ります。最初は13番、山本議員。

〔13番 山本 久江君 登壇〕

○13番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。通告を行っております安心・安全なまちづくりについて、そして高齢者、障害者等が利用しやすい建物や交通のバリアフリー化について、この2つの質問を行います。どうか積極的な御回答がいただけますようによろしくお願いを申し上げます。

最初に、安心・安全なまちづくりについて。第1点目は、地震対策についてお尋ねをいたします。

未曾有の大災害となりました東日本大震災から3カ月余りが経過をいたしました。改めてこのたびの震災により、犠牲となられました多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

被災者支援でも、復旧、復興でも、被災地の実態は、まさに先の見えない困難が山積をいたしております。国の対策の抜本的な改善、強化が求められております。さらに、地方自治体の防災対策のあり方も問われ、住民の福祉を守るという地方自治体の原点と、災害から住民の命を守るという自治体の責務、この2つを一体のものとして考えていかなければならない、今、そのことが問われていると思います。

我が市では、一昨年7月の豪雨災害を経験しておりまして、その検証を通じて、防災の重要性、災害対策の緊急性を改めて認識したところでございます。地震対策についても充実、強化が求められていると思います。

市が発行いたしましたパンフ、ゆれやすさマップによりますと、防府市に特に影響が大きいと推測される地震は、佐波川断層地震と防府沖海底断層地震としております。そして、佐波川断層地震は、山口県中央部に震源を持つ、地震規模マグニチュード7.4の内陸地震で、防府市内で想定される最大震度は6強とし、防府沖海底断層地震は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ、地震規模マグニチュード7.6の内陸地震で、市内で想定される最大震度は、やはり6強としております。

一方、防府市地域防災計画では、歴史地震、活断層による地震の被害想定がされております。この被害想定で注目しなければならないのは、住宅の被害の多さでございます。阪神・淡路大震災では、犠牲者の方の数6,434人、そのうちおよそ約5,000人が、木造住宅の倒壊による圧死であったと言われております。

そして、その原因が、古い建物で老朽化が進んでいたり、工法が1981年、昭和56年以前の旧耐震基準であったこと。そして、かつて川沿いや沼地、あるいは水田などを埋め立てた不安定な地盤、あるいは傾斜地に土が盛ってあった、そういうところが崩れたということが指摘をされております。

我が市でも経験しましたように、住宅の全半壊は人命と財産の喪失につながり、災害後、被災者の生活再建は困難を極め、市民にとって極めて深刻な被害となります。こうした中、市では耐震改修促進計画を作成をいたしまして、住宅につきましては、平成27年度までに約90%の住宅が耐震性があるようにするという、こういう目標を打ち出しております。

そのために、住宅建築物耐震化促進事業補助制度が実施をされておりますけれども、例えば、利用は昨年度耐震診断が2件、耐震改修が2件と、極めて少ない状況でございます。まさに、地震は、いつどこで起きてもおかしくないとの意識を持ち、地震に備える対策を

講じるとすれば、経済的負担の大きい耐震診断や耐震改修に対する補助制度の拡充が必要でございます。市として、今後、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、市庁舎や災害時避難場所となる公民館、福祉センターなどの耐震化についてお尋ねをいたします。

これらの公的施設は、日常的に市民が利用いたしまして、また災害時には応急防災活動の拠点、さらに復旧、復興のための基幹的施設として機能することになっております。しかし、こうした重要施設が地震に対して十分な耐震性を備えているかということ、極めて不十分でございます。

防府市耐震改修促進計画では、市が所有する建築物143棟のうち、耐震性があるのは89棟、約62%となっております。国や県の施設の耐震化率よりも低い状況でございます。

多数の者が利用する市の建物は、計画によりますと、平成27年度に耐震化率約80%にするとしております。特に1954年、昭和29年に建てられました市庁舎1号館は、市の機能が集中し、災害時には通常、災害対策本部が設置されるわけですがけれども、極めて老朽化が進み、待ったなしの耐震化への取り組みが必要な施設でございます。急がれる対策、市は今後どのように耐震化への取り組みを実施していかれるのか、御答弁をお願いいたします。

この項の最後でございますが、国の整備指針に基づく消防力の充実・強化についてお尋ねをいたします。

東日本大震災を契機に、全国的にも地域の防災力が問い直されていますが、私たち市民は、平成21年7月の防府市を襲った豪雨災害の際、その危険な現場で市民の命と財産を守るために、被災者救助の中心的な役割を担って、第一線で活躍をされました消防職員や消防団員の方々の勇気ある献身的な姿を覚えております。

その役割の重要性を改めて思うときに、地震や火災といった災害から救急医療まで、地域防災の要としての消防の充実に向け、市としても大いに力を入れるべきだと考えております。

国の消防力整備指針は、2005年に消防力の基準から整備指針へと改悪をされましたものの、施設としての消防庁舎、消防車両、消防水利、そして人員、つまり消防職員について、市が適正な消防力を整備するに当たっての指針となる数値が示されております。

さまざまな災害から市民の命と財産を守るために、市の消防力はふさわしいものになっているのかどうか、この指針に示された数値は、目指す目標ではなく、達成されていて当然の基準として見るべきだと、私は考えております。

特に、消防職員の数は重要でございます。今年度の職員数は、前年度と比較をいたしまして、徳地の消防事務の受託の廃止に伴い、15名減の125名となっております。市の第四次定員適正化計画によりますと、平成27年度には130名ということで、わずかな増員予定にしかになっておりません。

消防力の整備指針は市民のための防災体制でありまして、市民の安全確保のために必要な数値でございます。その立場から、今後消防力の充実強化を図っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、地震対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の住宅の耐震改修促進についてでございますが、ことし3月11日に発生いたしました東日本大震災を契機に、地震への備えに関心が一段と高まっているところでございます。

本市では、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、平成19年度に防府市耐震改修促進計画を策定するとともに、同時に補助制度を創設いたしました。

住宅などの耐震化を促進しているところでございますが、また、昨年7月には、「防府市ゆれやすさマップ地震編」を全戸に配布いたしまして、地震防災に関する情報の提供を行うとともに、あわせて補助制度の活用についても啓発いたしているところでございます。

そこで、補助対象限度額を引き上げて耐震改修を促進すべきではないかとのことでございましたが、昨年度から、住宅の所有者の負担軽減を図るため、耐震診断の補助基本額を4万2,000円から6万円に。また、耐震改修の補助基本額を45万円から90万円に増額いたしているところでございます。この基本額は、県下19市町のうち、12市町が増額した額でございますが、残る7市町は、本市の改正前の額で実施しておられるところでございます。

本市の場合、県の補助基本額と同額としておりますことから、県の補助要綱の改正がございましたら、速やかに対応いたしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の市庁舎の災害時避難場所となる公民館、福祉センターなどの耐震化についての御質問にお答えいたします。

まず、耐震改修促進計画についてでございますが、これは、本市において、地震による

建築物の被害や、これによる人命・財産の被害を防ぐため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化を図ることを目的とした計画でございます。

本計画では、市が保有する公共的建築物の耐震化目標を、平成20年度の62%から、27年度までに80%を達成することといたしております。本来、この計画に基づき、公共施設の耐震化事業を進めていくこととしておりましたが、国から学校施設の耐震化を最優先で実施するよう求められましたことによりまして、この方針に沿い、現在は学校施設の耐震化に力を集中しているところでございます。

この学校施設の耐震化事業に一応のめどがつく平成28年以降、直ちに庁舎を含むその他の公共施設の耐震化に取りかけられるように、庁内に防府市公共施設耐震化事業推進委員会なるものを設置いたしまして、準備を進めているところでございます。

次に、市庁舎、公民館、福祉センター等のI s値でございますが、本市では、平成15年から4カ年をかけまして公共施設の第一次耐震度診断を行いました。昨日の御質問でも御答弁しておるところでございますが、その結果、I s値の低い施設が相当数ございました。

その中で、I s値が0.8未満のものを例で申し上げますと、市庁舎につきましては、1号館が0.21、2号館が0.69、3号館が0.20、4号館が0.45、そして5号館が0.44でございます。公民館につきましては、0.8以下の建築物はございませんが、福祉センターにつきましては、宮市福祉センターが0.36、右田福祉センターが0.46、玉祖福祉センターが0.47、牟礼福祉センターが0.61でございます。その他、防府市公会堂が0.35、文化福祉会館が0.05などとなっております。

また、災害対策本部が設置される1号館が最初に危ないのでは、さらに建て替えか補強かとのことでございますが、議員御案内のとおり、1号館はもとより、市役所は、災害時には本市における防災の拠点として重要な役割を担わなければならない施設でございますので、耐震化についても十分な対応をしまいらねばならないと考えております。

まず、第一次耐震度診断の結果によりまして、先ほど御紹介いたしましたように、1号館のI s値は0.21という、低い値を示しております。2、3、4、5号館も同様の低い数値となっております。いかに一次診断とはいえ、これはかなり厳しい数値であると認識いたしております。

建物の主体構造上から申しましても、尋常な補強工事では、その耐久性を保持することは困難ではないかと思われませんが、第二次耐震度診断を早急に実施しまして、建て替えか補強かを判断したいと考えておりますが、私といたしましては、今すぐというわけにはま

いませんが、市役所は建て替えを基本として考えておりまして、先ほども申し上げましたように、早急に第二次耐震度診断を実施するよう準備を進めているところでございます。御理解のほどお願い申し上げます。

消防力の充実・強化につきましては、消防長のほうから答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 国の整備指針に基づく消防力の充実・強化についてお答えいたします。

平成23年4月1日現在の消防職員数125人は、山口市との消防事務の受託において、秋穂地域は平成21年度末に、徳地地域は平成22年度末に廃止することを念頭に、平成20年度に策定した、平成22年度から平成26年度までの消防職員採用計画に基づいた職員数でございます。

しかしながら、一昨年の豪雨災害の対応を検証する中で、あのような事態に日常的に対応できるだけの人員を確保するのは非現実的でございますので、改めて職員数の適正規模を検討したところ、本年3月に防府市第四次定員適正化計画を策定するに当たり、市民の安心・安全を確保するためには増員が必要であると判断いたしまして、5人増の130人体制とする計画を立てたところでございます。

国の「消防力の整備指針」による本市消防本部の基準人員は158人ではございますが、職員研修の充実と消防車両の高機能化や各種資機材の軽量化を計画的に実施し、職員への負担軽減や専門知識・技能の習得も図っており、5人増の130人体制になれば、本市における消防の責任は十分果たしていけると考えているところでございます。

なお、大規模災害が発生した場合の対応につきましては、県内相互応援や緊急消防援助隊の体制も整っているところでございますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、住宅改修促進についてお尋ねをいたしますが、防府市耐震改修促進計画によりますと、平成15年10月の住宅土地統計調査をもとに推計した住宅の耐震化率は約70%、こういうふうに記載をされております。このときの全国平均は約75%でございます。

5年ごとに実施をされております住宅土地統計調査でございますが、平成20年に実施をされましたけれども、この調査の推計に基づく住宅の耐震化率、防府市の場合はどうなっているのか、数値を把握されておりましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 住宅耐震化率の御質問でございますけれども、平成20年の住宅土地統計調査によりますと、居住世帯のある住宅の総戸数は4万3,740戸、そのうち耐震性がある住宅が3万1,580戸で、耐震化率は約72%となっております。平成5年度の統計調査と比べて約2ポイント上昇いたしております。

このうち、木造戸別住宅で見ますと、総戸数が2万5,870戸、うち耐震性のある住宅が1万4,970戸でございます。耐震化率は約58%となっております。平成15年度と比べまして、総戸数で約1,600戸、耐震性のある住宅が約900戸、それぞれ減少しておりますけれども、耐震化率は平成15年調査が約58%でありましたので、変動はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 平成20年の調査によりますと、15年に比べて、住宅の場合2%増加をしたということでございましたけれども、昭和56年以前に着工されました住宅の耐震化、これからどう進めていくのか。多くの自治体で悩みながら、さまざまな補助制度が取り組まれております。

それは、やはり耐震強化というのは、個人の生命、財産とあわせ、公共の利益を守る上でも重要なことだから、そういう視点で自治体の補助制度ができているように思います。

阪神・淡路大震災で亡くなった方の約8割が、先ほども申し上げましたように、家屋あるいは家具類等の倒壊による圧迫死であったと。こういう状況になったということから、例えば神戸市では、どういった制度をつくっておられるのか、私は調べてみましたけれども、神戸市では住まいの耐震化推進事業として、実にきめ細かな補助制度をつくっております。

例えば、市から無料で耐震診断士を派遣をしていき、そして住宅の耐震性を診断。耐震改修の場合は設計・工事、この費用を合わせて最大137万円補助を出している。また、高齢者、障害者、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、家具の固定補助を行っていく。あるいは、指定地区では、解体撤去補助を行っていく。こういった、被害を受けたその自治体だからこそ、きめ細かな制度を展開をされております。

あるいは、東京の新宿区でございますけれども、耐震補強助成を最高300万円出しておりますが、東日本大震災があった後、この新宿区には、区役所には、住宅耐震診断の申し込みが殺到しているそうでございます。

こうした先進的な自治体の取り組みから学ぶことは、私はたくさんあるのではないかと

いうふうに感じております。防府市の補助制度において、例えば耐震診断は市から耐震診断員を派遣をして負担がかからないようにするなど検討ができないかどうか。この点、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 耐震診断についての負担がないようにできないかということでございますけれども、先ほど議員さん御指摘のように、神戸市では無料耐震診断を実施しておられます。本市では、国・県の補助金とあわせまして、上限はありますけれども、費用の3分の2を補助いたしておりまして、住宅所有者には3分の1の負担をお願いいたしております。

この負担の率は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されております周防大島町を除きまして、県内市町すべて同率となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） もう1点お尋ねいたしますが、簡易耐震補強工事、これを補助対象にできないかということでございますが、既にこの簡易耐震補強工事、県内では8自治体、実施をされております。

これはどういう工事かといいますと、工事を行った後の総合評点が、上部構造評点といえますけれども、これが1.0以上に加えて0.7以上にする。この工事も追加をしていく。緩やかにしていくという、こういう制度でございますが、山口県のほうでは、この効果、メリットをこのように書いております。「倒壊する危険が低減をされて、避難できる可能性が高まる。さらに工事費が抑制をできて、利用者のニーズに応じた補強レベルの選択が可能になる」、こういうふうにメリットも強調しておりますが、この簡易耐震補強工事、これも対象にしていくということ、市ではどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 簡易耐震補強についてのお尋ねでございますけれども、簡易型耐震補強工事につきましては、住宅の一部、例えば1室等の、一部屋を中心に補強したり、2階建ての場合に、1階の上部構造評点を1.0とし、使用頻度の低い2階においては、評点を0.7以上なるような耐震補強をするものでございます。

県内では3市5町が、この簡易補強工事を補助対象としておられますけれども、本市を含め10市1町が住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする一般改修工事を補助対象としております。この簡易補強制度につきましては、現在実施されている市町の実績や状況を調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） なかなか防府市の住宅の耐震化に向けて、もっと積極的な取り組みが、私は必要ではないかというふうに思いますけれども、この制度については、まだまだ知られていないという状況が多々あります。この周知について、例えば市広報、市のホームページももちろんですけれども、例えば、自主防災組織等で説明を行ったりとか、あらゆる場で補助制度の説明をしていくということが重要ではないかというふうに考えておりますが、その周知の点でどのようにお考えか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 制度の周知についてでございますけれども、制度につきましても、これまで市広報、ホームページ、また地震防災マップを通じまして、防災に関する情報を提供いたしております。また、あわせて制度の活用についてもお知らせしてきたところでございますけれども、現在、耐震診断につきましても、利用の促進を図るために制度の見直しについて県と協議中でございます。この制度の改変等がございましたら、市民に広く周知を図る必要がございますので、市広報やホームページには詳細を掲載しまして、あわせて各公民館の閲覧コーナーにも、制度のパンフレットの配備等をするなど、あらゆる手段を用いて広報に努めたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは次に、市庁舎や、災害時避難場所となる公民館、福祉センター等の耐震化についてでございます。

まずお尋ねをいたしますが、御丁寧な説明をいただきました。平成15年度から平成18年度まで、市の保有する公共施設の第一次診断が行われました。このときに、13施設23棟がI s値0.8未満となったと聞いております。この第一次診断でI s値0.8未満となり、早急に第二次診断が必要な施設は、どこになるのか。先ほど壇上で市長からもるる御説明がありましたけれども、この13施設についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどの答弁の中で、市長も多少例を挙げてお示したところでございますけれども、もう一度、すべての13施設についてお知らせしたいと思います。

ただいま御指摘のありました0.8以下の施設といたしましては、市庁舎、先ほど1号館から5号館と申しました。それから公会堂、文化福祉会館、旧図書館、競輪場旧選手宿舎、浄化センター、愛光園、宮市福祉センター、右田福祉センター、玉祖福祉センター、

牟礼福祉センター、野島漁村センター、それとクリーンセンターの13施設でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 改めて、なかなか厳しいなという思いがしておりますが、急がれる第二次診断ですけれども、早急にという御回答でございましたけれども、具体的に、いつから実施をして、いつごろまで終わるんだという、そういうその計画がございましたら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 現在、庁内に設けております、公共施設の耐震改修促進委員会といったものを設けております。ここの中で協議してまいります。できれば、年度内の補正もお願いできないかというところを検討しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 壇上での御答弁、市の耐震改修計画に示された市の建築物の耐震化率を、平成27年度には80%にするという目標が計画には掲げられているんですが、28年度以降という、こういう御回答でございました。この計画は無理なのかどうか。

といいますのも、昨日の3番議員の答弁の中で、平成18年当時、国の方針として学校施設の耐震化を最優先させるということから、庁舎を含めたほかの公共施設は平成28年度以降に耐震化を進めていく計画としたと、こういうふうに市長より答弁がございましたけれども、それではこの防府市耐震改修促進計画、これは平成20年に計画を立てられまして、平成27年度の目標と、こういうふうになってるんですね。この耐震改修計画は何であったのかと、こういう疑問を持たざるを得ません。本当に絵にかいたもちではなかったのか。今後、ほんとに急がれますけれども、見通しについて改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどから御指摘のございます防府市耐震改修促進計画、これは確かに平成20年に作成いたしましたものでございます。当時、平成17年当時でございますけれども、国のほうで建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法でございます。これが定められまして、県においては、計画を策定義務がございますけれども、市町村においては一応努力義務ということが示されました。

その中で、市として今後のその耐震改修計画を定めたところでございますが、先ほど申しましたように、まずは学校施設ということもございまして、延び延びになっていることは議員御指摘のとおりでございます。

今後、先ほど申しました庁内の耐震促進推進の検討委員会、こういったものを設けてお

りますので、ここの中でできるだけ前倒しできるように計画を詰めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） おくれていた小・中学校の耐震化も、いよいよ本格的に取り組んでいかれるということでございますが、市の保有する公共施設の耐震化についても、やはり相当な財政負担がかかると予想されます。全国の地方自治体が抱えている問題でもございますけれども、国に対し、補助金の要望をぜひ行っていただきたい。これを、市で、これだけの耐震化が低い値を抱えている状況の中で、これを改築するというのは大変なことでございますが、補助金の要望を行っていただきたいと思いますが、再度、この御答弁、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員が今おっしゃっていただいたように、この耐震化に対する国の補助金というものは、ぜひとも必要であると考えております。今後も市長会を通してとか、あらゆる手段を使って要望してまいりたいと考えております。

なお、今、現時点で、若干、国のほうの補助制度が変わってきております部分がございます。それはどういった部分かといいますと、これは庁舎の建設に限ってのことでございますけれども、これまで庁舎につきましては、基準単価で補助率といいますか、70%の起債を、借金を立てる場合、市債を立てる場合に、これまでは基準単価に面積を掛けて70%相当の起債が認められてきたわけでございますが、このたびの大震災を受けまして見直しが行われましたようでございます。

その見直しの中身は、実際の建設単価、これに面積を掛けて、また起債の充当率も70%から75%に若干引き上げられたというような経緯もございます。こういったところも踏まえて、今後の庁舎の建設計画は立ててまいりたいと思っておりますし、ほかの公共施設につきましても、新たな補助制度を創設していただけるように、機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） ありがとうございます。それでは最後に、国の整備指針に基づく消防力の充実強化について再質問をさせていただきます。

消防力の整備指針では、第1条に「この指針は消防に関する事務を確実に遂行して、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする」と、こういうふうに整備指針ではなっております。

そして、2005年の改正に当たっては、改めて消防庁次長通知でこのように言うてお

ります。「消防力の整備指針は、市町村が消防力の整備を進めるに当たっての単なる目安というのではなくて、各市町村は、この指針を整備目標として、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請される」、こういう通知が出されております。

この趣旨からいきますと、基準人員が158人なんですね、防府市の場合。基準人員158人に対し、現有人員は125名、充足率79%と。私は極めて少ないと思いますが、御答弁では十分に足りるという御回答でございましたけれども、この点、再度、いかがか、改めてお伺いをいたしますし、また整備指針をどのように受けとめておられるのか、そのあたりの基本的な考え方、市のお考えをお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 整備指針の受けとめ方についてでございますが、全国802消防本部は、自治体の規模や都市形態もそれぞれさまざまでありまして、気候風土も異なっており、これを一定の基準に当てはめて数値化した場合は、ややもすると画一的なものになりがちでありますことから、整備指針を一定の整備目標としつつも、必要とする人員につきましては、都市形態のさまざまな要素を十分考慮して検討するべきものであり、消防庁次長通知に示されておりますように、地域の実情に即したものであることが重要であると考えているところでございます。

このような考えに基づきまして130人体制としたところであり、整備指針に対する充足率は82%で、決して少ない人数ではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 全国的にも、この人員の不足というのはさまざまな課題があるようでございまして、例えば消防車両や救急車両などが整備されていたとしても、消防職員が消防と救急の双方を兼務しているために、火災出動があれば救急事故に対応できず、救急車の出動中には火災に対応できないという事態につながらないか、そういう不安が全国的にいろいろ指摘をされております。

今後、救急需要というのは、昨年度に比べましても増えておりますが、ますます今後増えていくということが予想されます。救急救命士のように、専門的な知識と技能が必要とされる中で、安易に消防車と救急車を兼任させることは、消防力の低下にならないか。これは全国的な議論の中で言われていることなんですけれども、じゃあ一体、防府市の状況はどういうふうになっているのか、このあたりを御説明をいただけたらというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 消防隊と救急隊の兼務の状況につきましては、消防力の整備指針でございますように、兼務の基準に基づき、出張所の救急隊は兼務体制で運営をしているところでございます。本署の救急隊につきましては、専任体制といたしております。

本市の火災出動は、東部方面と西部方面の2方面に分けて出動する編成にしております。東部方面での火災には本署と東出張所、西部方面の火災には本署と南出張所がそれぞれ出動しております。

その際に、火災出動しない出張所の消防隊と救急隊が他の災害に出動できるように、常に待機する体制をとっておりますし、火災出動した本署の救急隊も、火災現場に消防車がいなければ現場から出動することもできますので、兼務体制が消防力の低下にはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） ただいまの御答弁をいただきまして、安心したわけでございますが、次に消防団員のことにつきまして、少しお尋ねをしたいと思います。

消防団員の充足率は98%と、防府市はなっております。山口県消防防災年報を、私、見ましたけれども、実はその消防団員の報酬が、山口市や周南市など、周辺の市と比べまして低い金額となっております。県平均を下回る部署といたしますか、そういう階級もございます。

せめて、周辺の市並みに引き上げることを検討できないのかどうか。このあたりをお尋ねをいたします。消防団員の方々の大変な御苦勞を考えると、ぜひ必要だというふうに思いますけれども、そのあたりいかがでございましょうか。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 議員御指摘のとおり、周南市や山口市と比較しますと、本市の報酬額は若干低い額に抑えておりますが、県内の状況を見ますと、著しく低い状況ではないと考えておりますことから、当面は現状維持とさせていただきよう、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） ぜひ、消防団員の方々のさまざまな御苦勞を御理解をされて、検討を重ねていただきたいということを要望しておきます。

消防力の整備指針は、地域の実情に即して整備に取り組むとはいえ、市民のための防災体制でございます。指針に示す職員、必要数を少なくとも満たしてこそ、市民の安全確保につながるというふうに私は思います。その意味で、新たな採用にしっかりと取り組んで

いただきたいと、このことを強く要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 続いて、次の項目どうぞ。

○13番（山本 久江君） それでは、大きな項目の高齢者、障害者等が利用しやすい建物や、交通のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

ことし3月からスタートいたしました第四次防府市障害者福祉長期計画では、障害者に優しい環境づくりの推進を図るといたしまして、住宅・建築物等や、あるいは移動、交通にかかわるバリアフリー化をより一層進めることが計画をされております。

そして今後も、障害の有無にかかわらず、初めからだれもが使いやすい施設、設備、あるいはサービス、情報などをデザインするという、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくという必要があるというふうにも、この計画では示しております。

実際に、防府まちづくりプラン2020にも示されておりますように、市民満足度指標で、障害者に配慮したバリアフリーの施設が整っているというふうに思う市民の割合は、昨年21%と、こういうふうに非常に低い状況でございます。

これまでも、確かにバリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例に基づきまして、さまざまな取り組みがなされてまいりました。しかし、今後、高齢化がさらに進行していくことなどを考えますと、今、より思い切った施策の実行が求められているのではないかとこのように思います。

とりわけ多くの方が利用する市庁舎は、最もバリアフリー化が進んでいる建物でなければなりません。1号館から3号館はエレベーターがないために、例えば、車いすの方は自分で2階や3階に行くことはできません。高齢者や妊婦の方にとっても大変でございます。

バリアフリー化を進める立場にある市の建物がこういう状況にあることを改善をしていくために、改めて1号館にエレベーターの設置はできないかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、乗降しやすい大道駅となるためのJRへの改善要望について、お尋ねをいたします。

この質問は、私、平成21年の3月議会で取り上げさせていただきました。御承知のように、JR大道駅は2004年、平成16年に駅舎が改築をされまして、点字ブロック、あるいは障害者用のトイレ、自由通路へのエレベーターの設置が進められてまいりました。

しかし、足の御不自由な方が、エレベーターで改札口までは行くことができて、その先、ホームに降りることは極めて困難、大変不便で、しかも、ホームと列車の間が大きくあくために乗車しにくいという、こういう状況がございます。車いすの方は、1人では大

道駅を利用できません。

高齢者施設や障害者施設もある大道地区の玄関口である大道駅を、だれでも利用しやすくするために、ぜひＪＲに、市から改善要望を行ってほしいと質問をいたしましたところ、御回答は「ＪＲ大道駅の１日の利用者数が約２，５００人なので、現状ではエレベーターの設置は難しいと思われる。しかし、今後機会あるごとに西日本旅客鉄道株式会社に改善をお願いしたい」という御答弁をいただいております。

その後の経緯と、それから、市として今後どのように取り組んでいかれるのか、御見解を改めてお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、市役所の１号館のエレベーターの設置についてのお尋ねでございましたが、市役所１号館は昭和２９年建設の築後５７年という、大変古い建物でございますので、その構造も、設備も、現在の社会環境の中では不十分でございます。障害者の皆様や御高齢の方々などにも大変御迷惑をおかけいたしておりますので、この点を解決していかねばならないということは、十分認識いたしております。

今日まで、車いすで庁内に入りができるように、自動ドアの設置を各館の入り口に整備をしたり、あるいはトイレの改修を実施するなど、努めてきたところではございますが、１号館のみならず、庁舎全体をどうしていくのかという大きな課題を長らく抱えているところであります。

しかし、このたびの東日本大震災の発生を受けまして、庁舎耐震化の問題も先延ばしにはできません。先ほども答弁させていただきましたように、本年５月、庁内に防府市公共施設耐震化事業推進委員会を立ち上げておりまして、この委員会の中で鋭意検討を進めているところでございます。

議員御指摘の外づけでエレベーターを設置してはどうかという御提言でございます。確かに、建築物によりましては、そのような方法によってエレベーターを設置できることは把握いたしております。

１号館へのエレベーター設置につきましては、御承知のとおり、市民の皆様からの強い要望もございましたので、平成１７年当時、外づけ設置の可能性を含めて、何とかならないものかと種々検討をいたしてまいりました。

その結果、１号館の建物の基本的な構造が特殊なものとなっておりますことから、壁の一部でも壊しますと、要するに外づけからの入り口として壁を崩して、エレベーターから

降りられた方が入れるようにしていくというようなことをいたしますと、最悪の場合、建物全体が倒壊してしまうと、そういう恐れもあるという御指摘もありまして、断念した経緯がございます。

1号館も含めた市庁舎におきましては、構造上の問題点も多く考えておりますので、このエレベーター設置につきましても、やはり耐震化の問題を考えていく上で解決していかざるを得ないのではないかと、そのように考えているところでございます。今後、庁舎の耐震化事業を鋭意進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、乗降しやすい大道駅となるために、JRへの改善要望についての御質問でございましたが、今日、急速に高齢化が進行しておりますことや、障害者の方々が社会のさまざまな活動に参加する機会を確保することが求められております中で、高齢者や障害者の方々にとって、自立した生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、利用しやすい施設や設備を整備することが重要となっております。

このため、国におきましては、平成18年に、それまで定めていた関連の2法を廃止しまして、考え方を継承し、発展させた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を制定いたしました。高齢者や障害者の方々の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することといたしております。

これを受けまして、本市では、西日本旅客鉄道株式会社に対しまして、市内各駅のバリアフリー化に向けて改善の要望を行ってきたところでございまして、平成21年度に防府駅にエレベーターが設置されましたのは、一つの大きな成果ではないかと考えております。

御質問の大道駅でございますが、平成16年3月に、地域住民の利便性向上や地域の活性化につながる駅の南北を結ぶ自由通路の整備を目的といたしまして、総事業費5億2,000万円の経費を投入いたしまして、大道地区まちづくり推進協議会の御協力もいただきながら、あらゆる角度から検討、協議を重ねまして、エレベーターを備えた現在の駅舎が誕生いたしておるところでございます。

御指摘のとおり、この駅の改札口は2階に設けられておりますので、改札口にはエレベーターで行くことができますが、プラットフォームへの上り下りには階段を利用しなければなりません。また、電車の停止時に、プラットフォームと車両との間隔が広くなることによりまして、高齢者や障害者の方が乗降しにくいとの御意見もございます。

これに対応するため、平成21年からは、西日本旅客鉄道株式会社に対しまして、大道駅のバリアフリー化に向けて、大道駅における階段の上り下りの不自由さの解消及び大道駅における列車とホームの隙間、段差の解消についての改善要望書を提出いたしまして、強く要望してきたところでございます。

この要望に対しまして、西日本旅客鉄道株式会社からは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく国の指針によりまして、1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の主要駅について、地元自治体と協議を行い、順次バリアフリー化設備の整備を進めており、対象外の駅については、今後の整備について支援を含め、協議をお願いしたいとの回答を受けております。

大道駅につきましては、1日当たりの平均的な利用者数が約2,500人でございますので、現状では、バリアフリー化のための要件を満たしておらず、対象外となっていることをごさいました。また、22年にも同様の改善要望書を提出いたしました。その回答も前回と同様の内容でございます。

しかし、本年3月31日に基本方針が改定されまして、先ほど申し上げました1日当たりの平均的な利用者の要件が5,000人以上から3,000人以上に引き下げられております。

大道駅の1日当たりの平均的な利用者数は残念ながら引き下げ後もその要件を満たしておりませんが、国の基本方針では、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者などの利用の実態を踏まえて、移動等の円滑化を可能な限り実施することとされておりますことから、市といたしましては、今後、地域における高齢化や福祉施設の設置状況などを勘案しまして、大道駅のバリアフリー化の実現をしていただけるように、機会あるごとに西日本旅客鉄道株式会社に要請してまいりたいと考えておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 再質問したかったんですけども、時間がなくなってしまいました。改めて、各課にまた要望したいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、山本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、24番、田中健次議員。

〔24番 田中 健次君 登壇〕

○24番（田中 健次君） それでは、市の行政のあり方の問題として自治基本条例について、それと防災対策の2つについて質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初、質問の第一は、自治基本条例施行後の対応についてお伺いをいたします。

この自治基本条例に触れる前に、防府市議会基本条例について少し述べさせていただきます。

ますが、この議会基本条例がこの4月1日に施行され、条例に基づき、議会報告会が5月末に市内15カ所で、そして難病の患者団体との議会懇談会、あるいは議員の提案による政策討論会が開催をされてまいりました。

また、この議会に提出されている補正予算には、議会モニターの経費が計上され、こうしてみると、議会基本条例に基づく議会改革が着実にスタートしているのではないかと、うふうに感じられます。

ところで、防府市自治基本条例は、平成21年、2009年9月議会で可決、成立し、昨年の4月に施行されました。この自治基本条例が施行されて1年以上経過しましたが、条例制定後の市の行政のあり方などに余り変化を感じられません。そこで、条例施行後の市の対応についてお伺いをいたします。

1番目に、「参画の推進」、「意見聴取」、「審議会等の運営」、「協働の推進」、この4つについて個別条例を新規につくることについてお尋ねをいたします。

条例施行直前の昨年3月に発行されました「防府市自治基本条例逐条解説」でありますけれども、これに資料としてつけられている「防府市自治基本条例の構成図」の中には、「参画の推進」、「意見聴取」、「審議会等の運営」、「協働の推進」について、「4つの個別条例を新規に制定するよう定めてあります」、こう記述されております。

これらの条例は、自治基本条例をその理念に基づいて実際に運用するために必要な条例であり、これらの条例が制定されなければ、自治基本条例はこれらの条例の分野では具現化されないということになってまいります。

昨年度に「市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会」が発足し、「参画の推進」及び「協働の推進」の条例については、この条例検討委員会で検討が進むであろうと思いますが、残りの「意見聴取」と「審議会等の運営」の条例についてはどのようなのか、明らかではありません。これら4つの課題について、条例制定の作業はどうなっているのかをまずお伺いをいたします。

2番目に、政策の各分野の基本となる政策分野別基本条例を制定することについてお伺いをいたします。

最初に述べた条例は、いわば行政の手法、やり方の条例でありますけれども、こういった条例とは別に、政策分野ごとの基本条例がつくられ、個別政策条例がその下に位置づけられる条例のシステム化が求められております。

4月から新しい総合計画が始まりましたが、この総合計画のもとに各政策分野別基本計画がつくられ、その下に各種行政計画がつくられております。こういった計画のシステム化と同様に、自治基本条例、分野別の基本条例、そして個別の政策条例という条例のシス

テム化が求められておるのではないでしょうか。

こうした基本条例の制定によってどうなるか。第1に、自治体の政策方針が明確になり、主体的な政策対応を促進する効果があるということ、第2に、市民や事業者など関係者の意識を高める効果があるということ、第3に、条例制定のプロセスを通じて現状を見直したり、あるいは関係者の認識を共有化する効果がある、こういうことが識者から指摘をされております。

これまでに福祉、環境、産業振興等の基本条例が各自治体で制定をされております。防府市でもこういった基本条例づくりに取り組むべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

3番目に、やや個別の問題になってまいりますが、自治基本条例第18条に定められております「行政評価」についてお伺いをいたします。

行政評価とは、自治体の仕事を効率的、効果的に進めるための事業評価をしていくことですが、あるいは政策評価をしていくことですが、自治体は民間企業と異なり、利益増大が業績目標とはなりません。

したがって、自治体の仕事は財務数値だけでは評価することはできません。環境で言えば水質、大気、土壌汚染、こういったものをあらわす数値のような非財政的数値で示されるわけであります。

財務数値に非財務数値を加えた評価をし、行政運営の手法として展開していくのが行政評価であります。

この行政評価について自治基本条例の第18条でこう書いてあります。「効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません」、こう定めております。しかし、防府市ではこの自治基本条例施行後も行政評価を実施しておりません。どうなっているのでありましょうか。行政評価の実施について、市の御見解をお伺いいたします。

4番目に、自治基本条例第21条に定められている「公益通報」についてお尋ねをいたします。

この公益通報の条文は、市の執行機関の内部で違法な行為等が行われていることを知った職員がそれを通報し、ただす場合、不利益な扱いを受けないようにするためのもので、市政運営上の法令違反等を防止することなどを目的としておるわけであります。

防府市では、公益通報者保護法が2006年、平成18年に施行させるのにあわせて、防府市職員等公益通報実施要綱を定めていますが、現在の要綱では不十分な点がいくつかあります。

まず、退職者を公益通報者に入れていないということでもあります。2つ目は、通報先を総務課長、あるいは総務部長としておりますが、何らかの第三者を通報先とするということが必要ではないでしょうか。3つ目に、要綱では公益通報者が保護をする効力が弱いのではないかと懸念をされます。

そこで、要綱を改め、条例として制定し直すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

以上で、最初の質問についてを終わります。前向きな回答をよろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 防府市自治基本条例施行後の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、昨年4月に施行された防府市自治基本条例のうち、議員御指摘の第26条参画の推進、第27条「意見聴取」、第28条「審議会等の運営」、第30条「協働の推進」についての御質問でございますが、本市の自治基本条例では、いずれも別途条例に委任するつくりとなっております。

これら4つの項目のうち、「参画」と「協働」につきましては、相互に関連性の深いものでございます。また、「意見聴取」及び「審議会等の運営」は参画の具体的な手法、あるいは参画の機会等のあり方でございますので、市民の皆様にとってわかりやすい条例となるよう、4つの個別条例として定めるのではなく、「参画及び協働」に関する一つの条例として定めていく方針で、現在、協議を行っているところでございます。

進捗状況といたしましては、平成23年1月に市民からの公募、学識経験者、各種団体から選出いただいた委員14名からなる「防府市市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会」を設置し、これまで5回の協議を行い、さまざまな視点から御検討いただいているところでございます。

この委員会は公開としており、会議の状況につきましては、6月1日号の市広報でお知らせするとともに、市のホームページ上にも掲載をいたしております。今後、この委員会からの提言書が提出されましたら、議会へ御説明し、パブリックコメントを実施した後、条例案を策定してまいりたいと考えております。

2番目の政策の各分野の基本となる政策分野別基本条例についての御質問にお答えいたします。

平成12年に、いわゆる地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権の時代を迎える

中で、地方自治体には自己決定や自己責任による自主的な自立した運営が求められるようになりました。本市におきましても、地方自治を推進していく上で、まちづくりの基本的なルールを明らかにし、自治の担い手がこれを共有するため、防府市市民参画懇話会から条例の骨子に関する御提言をいただき、市議会でも御審議をいただき、先ほど議員、申されましたように、平成21年10月に防府市自治基本条例を制定いたしましたところでございます。

この条例は、本市の自治の基本理念や基本原則、自治の担い手である市民等と市議会と行政の役割、参画と協働の推進、行政運営の仕組み等を総合的に定めたもので、新しい時代にふさわしいまちを目指し、まちをよりよくしていくための本市の自治の基本ルールでございます。

自治基本条例は、条例の第2条に定めるとおり、本市における自治の最高規範であり、他の条例や計画等の上位にあり、他の条例や計画等の解釈指針となると同時に、今後つくられる条例や計画等の立案指針となるものでございます。

議員御提案の「政策分野別基本条例」につきましては、まちづくりや環境、あるいは福祉といった行政分野で制定をされるものもございますのが、一般的に、それぞれの行政分野での理念や施策などの基本的事項を定める条例であり、条例の体系といたしましては、自治基本条例と個別条例の中間に位置し、両者をつなぎ、関連づける役割を担うものでございます。

また、「政策分野別基本条例」は、制定することにより、政策分野ごとの施策の方針が明確になり、主体的な施策への取り組みが促進されることや、関係者の意識を高める効果などが期待されてはおりますが、一方で、抽象的な規定が中心となることから、実効性がなくなりがちで、規定する意味が薄れてくる懸念も指摘されております。

また、条例の体系そのものを検討しなければならないなど課題もございますので、方向性を含め、今後、検討してまいりたいと考えます。

3点目の行政評価を実施すべきではないかという御質問にお答えいたします。

議員から御説明がございましたが、「行政評価」とは、行政が行う「政策」、「施策」、「事務事業」といった、行政全般において重要な柱となる項目を一定の基準や指標を持って評価し、現状を認識し、課題を発見して改善を加えるものでございます。

プラン、ドゥ、チェック、アクションの、いわゆるPDCAサイクルを行政活動に組み入れ、業務の質を持続的に高めていこうとする取り組みでございます。

本市の行政評価の状況でございますが、総合計画を支える実施計画の策定において事務事業を必要性、有効性、効率性の面から新規事業を含め、翌年度以降に実施するすべての

事業において、目的に合致しているか、早急に着手すべきか、費用対効果はあるか、市が実施すべき事案かなど、事前評価の考え方を取り入れ、各課ヒアリングを実施し、評価しております。

また、本年4月にスタートした第四次防府市総合計画の基本計画の各施策に、市民満足度指標と目標指標を設定し、総合計画の中間年度であります平成27年度に市民アンケートや指標達成度により、政策及び施策の事後評価を実施する予定といたしております。

こうした事前評価と事後評価について、議員御指摘の防府市自治基本条例第18条にうたわれていますように、わかりやすく公表するため、どのような様式、あるいは内容で公表するのがよいのか、庁内で協議を重ねているところをごさいますて、本年度中には何らかの形で、公表に向けて実施を図ってまいりたいと考えております。

最後に4点目の公益通報についての御質問にお答えいたします。

公益通報者保護法が平成18年に施行されるのに合わせ、本市では職員の職務上の法令違反等について、職員等から通報があった場合に迅速な対応がとれるよう、体制を整備することで、職員の法令遵守の意識を高め、適法かつ公正な市政の運営に資するため、市内部の公益通報制度を整備することとし、平成18年4月、防府市職員等公益通報実施要綱を制定いたしました。

この要綱では、第11条において、事務の委託先の労働者についても職員と同様の扱いをする旨を規定しておりますので、議員御指摘の点につきましては、この要綱に具備されているものと考えております。

なお、公益通報者を退職者にまで適用させ、また通報先を第三者機関にしてはということとどうかといった点につきましては、他市の状況も研究しながら、今後、判断してまいりたいと考えます。

また、条例化につきましては、当面は本要綱による運用で対応してまいりたいと考えておりますが、職員倫理条例のような形での条例を制定している先例市もございますので、こうした条例化の点もあわせて調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） それではちょっと何点かお尋ねをいたします。

参加の推進、協働の推進は、かなり似た面があるので一つにすると。「意見聴取」と「審議会等の運営」はそのための一つの手段というのか、そういった側面があるのでこれも一つにするということはわかりましたが、ただ、参加と協働というのは、似ているよう

で似てないところがあるわけですね。例えば、市民参加というときには、一般的には個々の市民が対象になることがあるわけですね。それに対して、協働という場合には市民活動団体、あるいは地域のコミュニティ、こういったところと協働というような形になってくるんだろうと思います。

そういう意味で、そこを同じような形で条例にするというのではなくて、共通の形で文書をつくるというのは非常に難しいところが出てくるわけです。そうすると、参加については参加の条文がいくつか並んで、その後に協働の条文が並ぶというような形になるだろうと思います。

そのほかに、例えばこういった条例をつくる場合に他市の条例を見ますと、いわゆる第三者機関というのか、審議会というのか、協議会、こういったものがこの条例の中に出てまいります。それは、例えば参加についてであれば、その市民参加が適切にされているかということの評価する、市民参加がどういう分野でされたのかということの評価する、こういうところに拡大すべきではないかだとか、そういうことを評価するための協議会、あるいはそういった何らかの第三者機関が必要になってくるわけでありませう。

他方、協働については、どういうものがそういった機関で審議されるかということになると、市民団体、あるいは地域コミュニティが協働としてやろうとする事業について審査すると、こういうような形の第三者機関になってくるわけです。同じ第三者機関でも、似たような形ですけれども、参加と協働の第三者機関をやはり別々につくらないといけないのではないかと、そんなことも懸念されるわけです。

そうやってみると、一つの条例につくるというのは一つの考え方ですけれども、そうするとかなり大きな条例になってくる、ちなみに、こういうふうな形で作っている条例は、大体40条を超えるような条例になるというふうに、例えばよその例では言われております。

だから、そういう形で、ある意味ではわかりやすいのかもしれませんが、その参加というものと協働というのは似て非なるところがあるわけですね、一般的に参加と協働というふうに言ってしまうかもしれませんが、そういうことでありますから、今の時点でその4つを検討するということはそれで構いませんけれども、場合によったらそれを分けた方がいいのかということもひっくるめて、今後、検討をいただきたいと思います。

あわせて、一つ確認で、これから検討するということですから、その辺の中身はそういうことがあるということでもよく認識していただければいいと思います。

それと、確認になりますけれども、審議会等の運営に関しては今要綱をつくっております。それからパブリックコメントについて、これ意見聴取の一つの方法ですが、要綱をつ

くっておりますけれども、こういったものは、その意見聴取だとか審議会の運営の中では一つの、今の現状の要綱が一つのスタート地点ということになるというふうに考えていいのか、そこだけちょっと最初に、確認の意味で御答弁いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま、先ほど申しました、「市民参画と協働の推進に関する条例検討委員会」、こちらの方で御協議いただいているわけでございます。そうした中で、現在の意見聴取の方法、市がっておりますいろんなパブリックコメント等々、あるいは審議会等々の御説明をした中で、そういったものをわかりやすくこの条例の中には定めていきたいというような御意見をいただいているところでございますので、当然、そういった参画の方法といった形で取りまとめていくことになろうかと考えます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○24番（田中 健次君） それでは、2つ目に述べております政策分野別の基本条例について、少し述べさせていただきますが、先ほど、この席で申し上げましたけれども、例えば福祉については多治見市福祉基本条例、あるいは静岡市健康福祉基本条例、あるいは三鷹市健康福祉総合条例というようなものが、名前がもう既に出たりしております。まだこのほかにも多分あると思いますけれども、いろんな本に紹介されているということで、こういう条例があります。

これ、見ますと、健康福祉施策基本方針という形で、多治見市でいけば、28条から32条、5条にわたって基本方針が述べられる、あるいは静岡市の条例でも健康福祉の推進に関する基本的施策ということで、8条から15条にわたっていろんな市の考え方が述べられる、その前に基本理念及び基本方針、このような形で条例がつくられるということで、個別の条例と自治基本条例の中間をつなぐような形のものということで、やはり私は意義があろうと思います。

ただ、言われるように、抽象的であり、実効性があるのかということについては、確かにそのとおりでありますけれども、これはやはり条例をつくる中で、実効性が担保されるようなものにしていくという努力の問題だろうと思います。

一番防府市でこういう条例をすぐつくるということになると、個別に各政策分野でということがありますけれども、では、防府市としたらどうしたらいいのかという、全体の体系ですよ、そんなものも考えなければならぬでしょうから、そういった政策別の基本条例をつくるような基本的な考え方なのか、指針なのか、そんなものをやはり総務部サイドかどこかでつくらないとやはりいけないのではないかと思いますので、ぜひこの辺、研究をしていただければと思います。

それで、あと、たまたま上がっておりますのが福祉基本条例、あるいは世田谷区では産業振興基本条例ということで、商工業、あるいは農業について、農業振興協議会というものをつくるだとかいうことがこの基本条例の中で述べられております。こういったことについて、担当の部長さんはどういうお考えでしょうか、ちょっとお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

先ほど答弁がありましたように、産業基本条例の制定につきましては、制定すれば政策分野ごとの政策の方針が明確とはなりますが、条例そのものの体系、これも検討するという課題もございますので、方向性も含め、今後、研究をしてまいりたいというふうに存じます。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 健康福祉部におきましても、今、産業振興部長が申したとおりとお答えをさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 先に総務部長が答えた後ですから、担当の部長に振る方が酷な再質問であったと思いますが、お許しを願いたいと思います。

続いて、行政評価の問題に移りますけれども、先ほど行政評価の中では事務事業評価ということと、政策・施策評価ということの2つがあるという形で述べられました。一般的に行政評価と言われると、事務事業評価、事業の棚卸しというようなことが言われたり、あるいは民主党政権になってテレビで随分やられた、ああいったものを思われるかもしれませんが、事務事業評価と同時に政策・施策評価ということを私は重視しなければならないだろうと思っております。

事務事業評価は、言ってみれば職員向け、内部管理重視のものであります。事務事業を評価して効果的でないようなものを次年度の予算からは考えないとか、こういった位置づけで事務事業評価がされるわけであります。

先ほど、今年度中に何らかのというふうに言われたのは、この事務事業評価についてであろうと思います。それとは別に、政策・施策評価、これは今年度スタートした防府まちづくりプラン2020ですね、今、こういう形で冊子になっておりますけれども、これについては全部で6つの大綱、41の政策、126の施策の展開という形で防府市の施策、政策が体系化されております。

こういったその政策・施策の評価をやはり、今の話だと、中間年の5年目にまとまるよ

うな形にするということですから、3年目、4年目ぐらいにアンケートをしたりするわけでしょうけれども、これはやはり市民、住民向け、あるいは外部説明重視の行政評価という言葉が言えると思います。

で、ある意味でいけば、事務事業評価は下の担当の部から上げてくるものでありますけれども、この政策・施策評価というのはどちらかというと、部長以上の方が防府市の政策がどうあるべきかと、防府市のまちの戦略としてどうあるべきかということ、どちらかといえば、トップ・ダウン的に総合計画を戦略化していくという意味で、この政策・施策評価ということが事務事業評価と一緒に並行して進められないと、単に要らんお金を削るとかというて、本当に必要なこれから伸びていくべき、伸ばすべき政策分野の予算を削ると、伸びていくべき政策分野は、当初は非効率、あるいは効果が見えにくいわけですが、そういった事務事業評価と政策・施策評価ということをきちんと峻別をして、総合計画を戦略計画としていくためのものとして使っていただきたいと。

先ほどの答弁は、事務事業評価についてやるということでありましたけれども、政策・施策評価もいわゆる中間年、この10年間の計画の中間年の5年ということではなくて、もう少し短期的に、毎年ということは難しいのかもしれませんが、やはりもう少し短期的に、この6つの大綱、41の政策、126の施策の展開ということで整理してありますが、そういう施策・政策別にやはり上から見ていくというか、大きな戦略を描いていく中で見ていくことが必要ではないかということ意見を申し上げておきますので、今後、検討する際に、そういったことをぜひ重視をしていただければと思います。

それから、この辺については、今後の課題ということで、御答弁は特にこちらからは求めませんが、検討していただければと思います。

最後の、公益通報ですけれども、やはり要綱では、公益通報をした職員さんが自分の身分だとか、今後の役所の中での処遇だとかということが非常に心配になるのではないかと、いう気もするわけでありまして。そういった意味で、条例という形できちんとしたものにしていく、あるいは退職をされた方が、退職したから言うというのはちょっと無責任かもしれませんが、しかし、条例の中には匿名の通報ということをお認めおる条例もあるわけです。

で、この匿名の通報については、第三者機関というのか、第三者が判断をして匿名ということも認めるという場合には、匿名ということをお認めおる条例もあるわけです。そういった意味で、退職者もそういった形で認めるべきではないかと思っております。

それで、第三者としては、いわゆるそういう公益通報の通報先という形で、多いのは弁護士と契約をすると、そういう外部監査契約のような形で、何らかの契約をして、弁護士がその通報先になるという形で、明石市、新宿区、目黒区、こういったところはそういった

たものを持っております。

中には多治見市のように、通報先が市議会の議長であると、それで議長から選ばれた議員がそれを調査するという、こういう条例を持っておるところもありますけれども、多くはやはり弁護士さんにそういうことをしていただくということでもありますので、この辺も調査・研究をしていただきたいと思います。

特に具体的な再質問の事項としては求めませんが、行政評価と公益通報について何らかの御意見、あるいは私が申したことについてお考えがあれば述べていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず、行政評価についてでございます。

今、議員御指摘のように、内部評価といいますか、自己評価を今現在行っているところでございます。

そうした中で、施策評価、政策評価、こういったことも、議員、今、言われましたように、横の連携といいますか、市役所内部で、まず、みんなが議論するということも必要かと思っておりますので、今後、実施計画のヒアリング等々におきまして、そういった点も含めて検討してまいりたいと思います。

それと、公益通報につきましても、これは平成17年に策定されております国の通報処理に関するガイドライン、これに基づきまして、山口県や県内市町で要綱設置されている状態でございます。その中で、退職者につきましても、通報者の範囲に、実はガイドラインでは入っておりませんでした。

そういったこともございまして、県内横並びの要綱になっているような状況ではないかなと考えております。今後、そういったあり方も含めて検討してみたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○24番（田中 健次君） それでは、次の質問、防災対策についての質問に移りたいと思います。

まず最初、1番目に、一昨年、7.21豪雨災害についての専門家研究者の報告等を防府市の今後の防災にどう生かすかという点についてお尋ねをいたします。

災害の報告書がことし3月に出されました。防府市豪雨災害検証報告書という、こういう形で、データを出されております。しかし、やや内容的に見て不十分というふうに感ずる点もないわけではありません。一昨年の豪雨災害は大きな被害を出したことによって、

さまざまな専門家、研究者が防府の現地を視察をされ、調査をし、専門誌、学術誌に多くの報告が出されております。

国土交通省の要請で技術支援に当たられた国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター、あるいは土木研究所土砂管理研究グループ火山・土石流チーム、あるいは学会とすれば、日本地すべり学会、砂防学会、地盤工学会という3つの学会のそれぞれの調査団、このほか多くの大学の研究者が調査をし、専門誌、学術誌などにこれらの報告が出され、その内容は興味深いものも含まれております。

今、私の手元にあるだけで20を超える報告記事が出されておりますが、これらを整理し、今後の防災に生かすべきではないかと考える点が多々あります。こういった点についての市の御見解をお伺いしたいと思います。

2番目に、緊急速報「エリアメール」の配信についてであります。

このエリアメールを下関市がことしの6月1日からスタートさせました。防府市も早急に実施すべきではないかと思っておりますが、市のお考えをお伺いいたします。

防府市は今、防府市メールサービスによる防災情報の発信をしておりますが、これは残念ながら遅れを生じます。3月議会の予算審議の際に、同じ部屋にいても15分程度のメールの到着時間の差があることを述べましたけれども、東日本大震災の際にも同様の事例が私の周りで起きております。携帯電話のCBS、セル・ブロードキャスト・サービスというサービスがありますが、これはある基地局のエリア内にある携帯電話全体に一斉配信するというもので、あらかじめメールアドレスを登録しなくても、携帯電話端末を受信できるように設定している人全員に送れる、こういったメリットがあります。

現在は、緊急地震速報については、ドコモとauの2社が実施をしております。そのほかに自治体が契約をすればドコモは自治体の災害情報を配信いたします。このドコモのサービスをエリアメールと呼びますが、下関市が6月1日からこのエリアメールの配信を始めたわけでありまして。防府市でもこのエリアメールを早急に実施すべきではないかと思っておりますが、市のお考えをお伺いいたします。

3番目に、東日本大震災を受けて、地域防災計画の見直しをすべきではないかと思っておりますが、市のお考えをお伺いをいたします。

東日本大震災では、大規模かつ広域の災害として、自治体の機能そのものが失われるというような状況がテレビなどで報道されております。こうした中、山口県は県地域防災計画を見直すというふうにしておりますけれども、防府市も地震災害の被害想定、あるいは被災者支援対策など、防府市地域防災計画を、こういった災害の教訓を受けて見直すべきではないかと思っておりますが、これについて市のお考えをお伺いいたします。

以上で、この防災についての最初の質問を終わります。前向きな回答をよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

まず1点目の、7. 21豪雨災害について、専門家、研究者の報告を整理し、今後の防災に生かすべきではないかとの御質問でございましたが、平成21年7月21日に発生いたしました豪雨災害は、防府市始まって以来の未曾有の豪雨災害でございました。あの大災害が発生した直後から、全国各地の防災や土砂災害に関する専門家、研究者によりまして被災地特有の地形や地質、また過去数百年にわたる災害等について、調査・研究がなされ、その結果や成果について各学会で発表が行われておりまして、専門誌等にも数多く報告されているところでございます。

本市の防災におきまして、今後とも、これらの研究論文などを収集し、内容を整理するとともに、防災や災害に関する専門家による御意見も参考にいたしながら、また、関係各部局と連携を図りながら、本市における防災体制を多角的に検討してまいりたいと考えております。

2点目のエリアメールを早急に配信すべきではとの御意見でございます。

御案内のとおり、ことしの6月1日から中国地方で初めて下関市がエリアメールの配信を開始し、また、広島市は6月20日から運用を始めるとの報道がなされております。

本市では、市メールサービスを市民への防災情報の提供手段として推進しておりまして、登録件数は現在約6,800件で、着実に増加しております。

本市といたしましては、さまざまな手段により市民の皆様へ情報を提供することが、情報伝達の漏れを防ぎ、防災対策に重要と考えておりますので、以前から御提案をいただいておりますエリアメールにつきましても、防災関係情報の提供手段の一つであると考え、検討をしてきたところでございます。

しかし、エリアメールはNTTドコモ1社のみのサービスでございましたので、防府市といたしましては、緊急告知防災ラジオの普及に優先して取り組んでまいったわけですが、KDDI（au）がエリアメールと同様の緊急速報サービスを開始し、ソフトバンクモバイルも対応を検討中との報道もございます。こうした状況を踏まえまして、議員御提案のエリアメールなどの同報配信システムの導入につきましましては、引き続き関係者と協議を行いまして、検討を加えているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の東日本大震災を受けまして、地域防災計画の見直しを行うべきではないかとの御質問でございますが、政府の中央防災会議は東日本大震災を受け、専門調査会を新設いたしましたして、秋には国の防災基本計画を見直すとしております。

また、山口県では、東日本大震災を教訓として、県内で大規模・広域災害が発生した場合を想定して、課題を検討するため、山口県防災会議のもとに、新たに専門家等で構成する「大規模災害対策検討委員会」が設置され、山口県地域防災計画などについて、今月から検証が行われ、10月中旬には見直しに応じた修正がされると聞いております。

この、国や県の見直し結果を踏まえまして、防府市の実態に応じた防災対策となりますよう、防府市地域防災計画を見直しまして、防府市防災会議に諮ったうえで、今年度中に作成いたしたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○24番（田中 健次君） それでは、最初に、研究者、専門家のそういった意見というのか、報告について若干申し上げます。

担当の課には、事前に17ほど論文をお渡しいたしましたけれども、お渡ししなかった中には、松浦正人市長が、「砂防と治水」、2010年8月号に書かれております記事などもありましたけれども、こんなものはお渡ししなくても、当然、御承知なことだろうと思います。こういう形で、市長も防府市の豪雨災害についての検証というのか、そういうものを発信されておるんだということをちょっと私も改めて知りましたので、この場で紹介をさせていただきたいと思います。

それで、専門家の話ですけれども、一つは、報告書などで少しは書いてあるんですけれども、余り書いてないことがあります。それは花崗岩の地域がやはり被災をしていると。花崗岩が風化をして、いわゆる真砂になるわけですけれども、こういったことについて、幾つかの報告書が、述べております。

その中で、例えば防災科学技術研究所の方と筑波大学の研究者の方が、「地形」という雑誌に、これ去年の第4号ということですが、要するに花崗岩地域で発生していると、周辺に分布する片岩類や花崗斑岩、珪長岩、流紋岩、こういった、私、どういう岩石なのかよくわかりませんが、要するに花崗岩以外の周りの地域では、土石流はほとんど発生していないということが一つ言われております。

それで、気になるのは、県が去年の1月に、「7月21日豪雨災害を踏まえた今後の防災対策のあり方、土石災害への対応を中心として」ということで取りまとめをしております。この中で、これまで指定地域でなかったところにも土砂災害が発生しているというこ

とで、県は県の立場で、もう少しそこを厳しくするための溪流の勾配基準の見直しだとか、地形図の縮尺を大きくして精度を向上させるだとか、こういった対策をとられておりますけれども、いわゆる地質についてのそういった記述は花崗岩地域で発生したということは述べられておりますけれども、花崗岩地域がやはり土砂災害を引き起こしやすいということで、そこを重視するということは、こういったものには述べられておりません。

県のこの報告書はそれなりの専門家の方が入っているはずなんで、私とすればなぜそういうことが入らないのか、奇異に感じるわけなんですけれども、それを一つ述べたいと思います。

それから、もう一つは、今回の災害はかなり我々にとってみれば未曾有というのか、私も防府の右田、小野地域がああいう形で、もう山が崩れて、大変な量の土砂が出るということは、想像もつかないようなことでありましたけれども、ただ、大きな自然の中で見れば、先ほど市長の答弁の中にありましたけれども、数百年という規模で見れば、こういうことがあるんだということを、やはり我々はこの災害を契機に、考えなければならないんだろうと思います。

そういったことについて、例えば砂防学会の緊急調査団が「新砂防」という砂防学会の学会誌に昨年の3号で書いておりますが、こんなふうに書いてあるわけです。地形図上でも過去の土石流や洪水の氾濫集積物で形成された扇状地に居住地が形成されていることがわかると一一地形図で見てもね。今回、発生した土石流はちょうどその居住地を襲ったことになる。ただし、災害の前の空中写真を見ると、居住地のすぐ上流の地域一帯は広葉樹が中心のうっそうとした森林が覆った状態で、長年にわたりこのような大きな土砂移動がなかったことがわかると。木が茂って森がうっそうとしているので、かなり長い間、なかったと。しかし、やはり長い自然の、そういった地質のあれで見れば、そういうところであると。

それで、被災住民の話によると、江戸時代に災害があって、住居を今のところに50メートルほど移転させたと聞いていると。その後、代々住んでいると。だから、200年以上の年月はたっているんだという説明をその研究者の方は、聞かれたと。

で、この住民の母屋はわらぶき屋根の建物で、今回も被害はなかったと。しかし、新たにつくった低いところに増築した家屋が土石流の被害に遭ったというような形で、やはり100年というか200年というか、そういう規模で災害が繰り返しているということが一つわかります。

そのことについて、もっと科学的に実証した論文もありました。山口大学の理工学研究科の方が中心になってまとめられた分ですが、よく考古学でやる、放射性炭素を使った年

代測定法というのがありますが、ちょうど玉泉ため池上流、それから小野の石原地区で炭化の木片、火事があったのか、何か、そういう形で炭になった木の木片があったと。それをはかったところ、約740年前の木片、あるいは880年前の木片であると。その後、地層の積み重なりによって、その間に何回か大きな土砂災害があったということがわかると。

それで見ると、非常に粗い数字ですけれども、185年から370年に1回程度、今回と同規模の災害があった、あるいは145年から220年に1回程度の頻度で、今回と同規模の土砂移動現象が生じていると。

こういう話を聞くと、テレビで、三陸地方で、ここより下に家を建ててはならないという、古い石碑があるという話は、テレビで言われておりましたけれども、我々はこういうことを後の世代にきちんと伝えていかなければならないのではないかと思います。

以上のことを考えると、今、防府市は、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンという形で、土砂災害についての、その地域指定をしておりますけれども、防府市についてはこのレッドゾーンという地域はありません。イエローゾーンだけでありますけれども、やはりこういった形で、土砂災害が過去に起こった地域はレッドゾーンに指定をして、他のところへ移っていただくためのそういった優遇措置というのか、そういう制度をやっぱりつくっていかねばならないのではないかと、こんなふうに思います。

もう一つ、避難についての問題でありますけれども、これについては、京都大学の防災研究所の方、山口大学の農学部の方などが、「自然災害科学」という雑誌の2009年の2月号で、こういうふうにかかれております。「市役所から避難連絡が来なかったため避難が遅れたとされているが、極端な気象条件では自治体も機能不全になることがあり、自主判断で避難するための指針、方策を考えるべきときに来ているように思われる」と。

今回、市役所がかなり機能不全に陥ったわけでありまして。そういう中で、住民もそういう自主判断で避難するための指針、方策を考えるべきときに来ていると。

それから、もう一つ、これは京都大学の大学院の情報学研究家という方が、地域安全学会論文集、昨年11月に出版されたものですが、この中で、防府市の市役所の対応について若干述べております。

「当日の市役所は住民による大量の災害通報への対応に追われている状況下であり、そういった中で、住民に対して、適切なタイミングで避難勧告を発令することが容易でなかったことが考えられる」と。

そういう形で、難しかったということは片方で述べながら、また同時に、市民からこれだけの数の通報が寄せられているにもかかわらず、その通報の内容や件数に基づいて避難

勧告を発令することができなかったという点に関しては、防府市における危機管理体制に問題があった可能性も考えられると。こういう形で評価もされておるわけです。

その後、防府市においては、危機管理体制の充実だとか、災害についての専門的な方を入れるというようなことを対応しております。

で、この中でもう一つ提言で言われておりますのが、スネイクライン、スネイクラインというのは、やや専門用語ですけども、県のさっきの報告書にもスネイクラインとかスネイク曲線という名前で出てまいりますが、土砂の警戒情報を出すときにもとになる、つくる、その土壌雨量指数と60分間積算雨量の推移、これがヘビのように右に行ったり左に行ったりするので、スネイクライン、スネイク曲線というんですが、これがやはり、かなり土砂災害の発生と非常にぴったりと当たると、そういうことで、これが今、非公開であるけれども、県と気象庁で、このスネイクラインをつくるんですが、これが非公開なんですけど、こういうことを住民が常時モニタリングできるようなシステムをつくるべきではないかと、こんなことも提言されております。ぜひこういった点について市としても検討させていただきたいと思っております。

それから、エリアメールについては、前向きに考えられるような御答弁がありましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。3月11日の津波のときに、20分の間隔を置いて、津波の注意報というのが、私の持っている携帯電話に入りました。で、ちょうど当時、この議会棟におったわけですけども、私の隣におりました2人の同僚議員には、1番目のそのメールも入ってこなかった。私のところに2つ入ったのに、すぐ横におった2人の議員のところには、最初のメールも入っていなかったと、私のところにちょうど2つ目のメールが入ったんで見たら、見たと。で、隣の人に、今、入りましたよねと言ったら、その人たちには1つ目も入ってなかったと。つまり20分以上遅れておるということがわかるわけですけども、こういったような形で、現在の防府市のメールサービスは遅延が生じると、このときには何か、ほかの議員には市のエリアメールではありませんが、友人からのメールが前の日に送った分が翌朝、届いたと、こんな話も聞きました。

そういったことで、やはりこの辺は改善する余地があろうと思っております。もちろん、今のラジオですね、これもなかなか私は早速我が家に導入をいたしまして1階に置いておりましたけれども、5月でしたかね、鳴りまして、2階におって1階から大きな音で聞こえてきたので、その部屋で、そのラジオのある部屋で聞くと、もううるさいぐらい大きな音で出るので、あれだったら夜間でも大丈夫かなという感じを持ちましたけれども、やはりそういう情報のニュース・ツールは、多くあるほどいいと思っておりますので、ぜひお願いします。

それから、地域防災計画は、そういう形で見直されるということでもありますので、それ

で、地震について、地震防災緊急事業5カ年計画というものが、平成18年から防府市の場合にはつくっております。そうなりますと、これは平成22年、今年度で終わるということになると思いますので、平成23年度から第4次の地震防災緊急事業5カ年計画ということの対応ができるんであらうと思いますので、これについて、ぜひ検討いただければと思います。

新しい、ことしの2月にできた地域防災計画を見ますと、断層の直下型の地震で、防府市で全壊が約5,000棟、半壊が、合わせると約2万棟ぐらいが直下型地震で、強い地震が起きた場合には生じると、そういう被害予測もこの地域防災計画の中には出ていて、なるほどこういうのがあるんだというふうに、私も改めて思いましたけれども、ぜひこの辺についても、なればこうなりますと、いたずらに不安をあおってもしようがないんですけども、やはりそういうことを、想定し得る事態ということで、市民にも伝えていただきたいということを要望して終わります。

何か決意なり御意見なりありましたら、また御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後0時 3分 休憩

午後1時 1分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、12番、重川議員。

〔12番 重川 恭年君 登壇〕

○12番（重川 恭年君） 民意クラブの重川恭年でございます。

大災害で被災された方々、東日本、東北の震災、改めてお見舞いを申し上げたいと存じます。

今回は、通告いたしておりましたとおり、大きい1つには、環境にやさしい防府市のまちづくりについて、2つ目には、市の活性化に寄与する事業所、働く場の創出対策についての2つの項目を質問いたしたいと存じますので、執行部におかれましては誠意ある御答弁を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、私は、去る3月議会の一般質問の前段で、るるいろいろなことを申し述べました。それは道徳教育にかかわる人為的事象である事件や事故のこと、そして天変地異にかかわ

る自然現象、自然災害、防府市でも一昨年起きた集中豪雨や土石流のこと、そして霧島山系、新燃岳の噴火や、中国、そしてニュージーランドにおいて多くの日本人が被災した震災等であり、いつ、どこで、どのような事件、事故、災害が起きるかわからない昨今であると述べておりました。

議員席の前、今は後ろでございますけれども、口上が長い、早く本題をとという私に対する叱咤激励とも感じっておりますお言葉も飛んでおりましたが、まさしくその最中とも言える午後２時４６分、私が質問し終わった１時間数十分後、約２時間後でございますが、私の質問は１３時に開始いたしまして、１４時５分前に終了ですから、予想だにできなかったあの３月１１日の東北、東日本における大地震と、それに起因する大津波、さらには原子力発電所事故のトリプル災害であります。

３月議会一般質問は、防府市で初めての地域FMラジオ局による実況中継もされていたことから、私の一般質問の放送をたまたま受信というか、聞いておられた方から、私、重川は予言者じゃないかと、冗談を言われたほどでありました。

また、その関連で、３月議会で述べました、国政に関する平成２３年度の予算執行には絶対に欠くことのできない赤字国債を発行するための特例公債法も、きょうも朝のニュースでやっておりましたが、まだ見通しが立っていない状況でありますし、ＴＰＰの問題も同様であり、そのようなことを振り返ってみますと、やはり予言者かなという感じもいたしておるわけでございます。

さて、そこでいよいよ本題の質問に入りたいと存じます。

大項目の１番目は、環境にやさしいまちづくりについてであります。一口に環境と言いましても、ぴんからきりまで、幅広く、多種多様であります。空気中のちりやほこりから私のような粗大ごみ、また空気やガス、光や熱、動物や植物、そういうものに係ることなど、分類や種類、識別していくと、枚挙にいとまがありません。

そうした中で、本日は、１つには、先ほど述べました、東北・東日本大災害で改めて見直され、利用が増大していると言われております自転車に目を向けたいと存じます。

自転車は、手軽に利用できる乗り物であります。まず第１に、値段が安いこと、第２には、車では日ごろ見過ごしていたり、見えない風景が見える、近所の方たちと自転車を降りてあいさつ、コミュニケーションも図れる、自動車ではなかなか駐停車することが難しいわけですが、自転車にはそのような利便性がありますし、また、小さい路地等でも入っていられる、未成年者でも利用できる、あるいは脚力・体力増進、健康にもよい、そして燃料消費を必要としない、つまり環境にやさしい乗り物であること、こういう利便性がございます。

もちろん、デメリットも、欠点も多々あることは承知いたしております。自転車には自転車の、自動車には自動車のメリット、デメリットがあるわけでありましたが、以上述べましたようなことを前提にして、幸い防府市には競輪場もあります。サイクリングターミナルも設置されております。市街地も山坂が少なく、地形は平坦であります。自転車を活用するには最適な条件を備えているのではないかと考えております。

そこで、ぜひ市民に省エネの観点から、環境にやさしい、そして健康にも役立つ自転車のよさを再認識させていただいて、行政として、これらの普及活動にもなお一層力点を入れる施策を取り入れていただきたいと存じますが、いかがか、お考えをお聞かせ願いたいと存じます。

それから、次の小項目、2点目でございますが、小型太陽光発電、小型風力発電等の自然エネルギーの活用についてであります。

このことについても私は平成20年9月議会、約3年前でございますが、一般質問いたしております。このときは地球温暖化防止、CO₂削減の観点から、一般家庭における小型風力・太陽光発電設備等に対する助成制度を検討してみたいと、こういうものでございました。そのときの回答の要旨は、国の動向を見守って対応したいとのことでございました。

私はそのとき、国の動向を見守るのではなく、市民、住民にとってよいことは行政が市単独でも先進的に実施すべきではないかと、質問の最後に要望いたしておきました。

今回の質問も、要はこれまた東北大震災によるトリプル事故を引き合いに出しますけれども、今年の夏は福島原発事故の影響もあり、電力不足がささやかれ、現実にもなってくるのではないかと考えております。

また、国をはじめとした行政でも、原子力発電自体もいろんな角度から、その是非も含め検討されつつあります。

そこで、当面私たちにもできる可能なことを速やかに実施に移せないかということでもあります。クールビズ、節電等、割合、手近に、手軽にできることもありますけれども、今私が提唱したいことは、電気をつくるということでございます。すなわちエコと自然エネルギーの活用によって少なからず実現しようとするもので、つまりは太陽光発電と小型風力発電などの自然エネルギー活用の促進でございます。

このことに対し、市行政としていかに取り組んで行こうとされているのか、お考えのほどをお聞かせ願いたいと存じます。

以上で大項目の1点目にかかわる2つの質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、自転車にやさしいまちづくりとその普及についてお答えいたします。

日常生活の移動手段として、車への過度な依存は排気ガスによる大気汚染を招くとともに、騒音・振動の発生や燃料消費によるCO₂の排出量を増加させるなど、環境への負荷を高める恐れがございます。

そこで、環境への負荷がなく、利便性や経済性にもすぐれた自転車の利用を広く呼びかけ、その普及を推進していくことは環境にやさしいまちづくりを構築していく上でも有効な方策の一つであると考えております。

また、近年、自転車は近距離交通手段、運搬手段としてだけでなく、現代人の健康志向を受け、スポーツ、レクリエーションのツールとしても広く活用されるようになってきておりますので、市民の体力づくりにも非常に効果があると考えております。

本市におきましては、かねてから「山口防府バイコロジー運動を進める会」と連携いたしまして、各種自転車の試乗をはじめ、サイクリング大会などのイベントを通じ、本市の豊かな自然に触れていただき、家族や友人とのふれあいを深めていただくと同時に、自転車の利便性、快適性などにも目を向けていただく取り組みを続けております。

議員御指摘のとおり、幸いにも本市は平坦で起伏の少ない、自転車を活用するには最適な地形に恵まれております。その自転車のさらなる普及のため、私なりの若干のアイデアもございますが、まずは今までの取り組みをしっかりと継続して実施していくことで、自転車利用の普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電、小型風力発電設備等の普及についての御質問にお答えいたします。

太陽光発電や風力発電等につきましては、自然から与えられる再生可能なエネルギーのうち、エネルギー問題や地球温暖化問題の解決のために、特に普及が求められているものとして、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で指定され、全国各地で導入が積極的に進められているところでございます。

特に、太陽光発電は他の新エネルギーと比べて、個人でも自ら導入に取り組むことが比較的容易な電源でありますことから、エネルギー需給率向上、低炭素社会への転換を進める有効な手段として期待されております。

また、小型風力発電につきましては、非常電源や街灯などの用途として利用されておまして、現状では発電量が少ないものの、比較的lowコストでの設置が可能であることから、今後の技術の進歩が望まれているところでございます。

本市におきましては、住宅用の太陽光発電システムを設置する方を対象といたしまして、

平成12年度から国の補助に上乗せする補助制度を開始し、平成18年度までに301件の御利用をいただいております。

その後、平成21年度から補助制度を再開いたしまして、平成22年度までの2年間で394件の御利用をいただいております。昨年度から大幅に利用実績が伸びておるところでございます。

この増加傾向につきましては、国、市の補助制度の再開、システム価格の下落に加え、平成21年11月から太陽光発電からの余剰電力の新たな買い取り制度が開始されたことなどがその要因ではないかととらえておるところでございます。

議員御指摘のとおり、このたびの東日本大震災の発生による原子力発電所の事故を踏まえ、今後の我が国のエネルギー政策において、省エネルギー社会の構築とともに、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの活用に向けて、これまで以上に力が注がれるものと思っております。

今後につきましては、啓発活動を通じまして、市民の皆様の意識醸成を図りながら、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を継続いたしまして、その一層の普及を促進してまいりますとともに、国のエネルギー政策及び新エネルギー導入への支援の動向を注視しながら、より効果的な施策を調査・研究してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、市長の方から1点目、大項目に掲げる2つの回答をいただきました。それで、防府市は平坦な地であり、自転車というものは環境負荷も少ない、こういうような有効な乗り物であるという答弁もいただいておりますが、私も自転車に乗って、よく、そうそうするわけでございますけれども、大変走りにくい、歩道を走るのか、車道を走るのか、迷うような所もありますし、歩道を走ればまたでこぼこも多くあると、こういうようなことでございます。

それで1点、お聞きしたいと思いますが、これから自転車が走行できるような環境整備について、どういうふうなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 答弁は簡潔に、よろしく申し上げます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 自転車が通行可能な歩道の整備についてという御質問でございますけれども、平成21年度より安心歩行エリア整備事業で、市道戎町今宿線の整備を、また交通安全施設対策整備の一環といたしまして、平成20年度より市道勝間鐘紡自歩道線整備事業を推進いたしております。

また、国、県、市の道路新設、改良につきましても、自転車通行が可能な歩道の整備も

あわせて行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、本市の平坦で起伏の少ない地形を活用いたしまして、これからも自転車にやさしいまちづくりを目指してハード面の整備に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、お答えいただきましたけれども、ただただそれだけでは、現在整備されている環境だけでは不十分なところが多々あるわけでございます。これを本当に推進していこうと思えば、まだまだいろんな問題もあります。そういうことで、市長の方ではアイデアもあるというようなお言葉でございましたので、また、行政挙げて、今、市民の体力増進とか健康とか、いろんな問題もあるわけですが、自転車はそういうことにとっても、いいと、私、一番冒頭の質問でいたしましたけれども、そういう、いい面を生かす工夫をとっていただきたいと思います。

それから、防府市は自転車のまちと言えば自転車のまち、冒頭に言いましたように、競輪場もあるサイクリングターミナルもある、こういうことでございますが、サイクリングターミナルの、あそこにたしか貸し自転車というのが何十台が備えられていると思うんです。それらの利用状況はどうなっているのか。それから、市民に対するサイクリングターミナルの活用方法というか、PRというか、そういうこと、その辺についてどうなのか、お尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） サイクリングターミナルの自転車の利用状況についてお答えを申し上げます。

まず、現在、サイクリングターミナルには約100台の自転車を所有をしております。平成22年度の利用状況を申し上げますと、大人で165名、高校生以下で157名、そして、これ以外でございますけれども、毎月第3日曜日、家庭の日ということにしております。これで32名、計354名の利用がございました。

この自転車のPRについては、サイクリングターミナルのホームページ等でPRをしております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） この施設で、年間成人165台、それから青年157台、それから毎月家庭の日等で32台、合わせて354台、これは一般的な家庭にある自転車でない、あそこへ来られて借りられる方の数だろうと思うんですが、100台用意しておいて、365日あって、そういう利用というのは、まだまだ少ないと思うんですね。

ですから、これをまだまだ一般的な各家庭に、子どもが乗る自転車、通勤・通学に使う自転車とあわせて、こういうところのPRもしっかりしていただいて、本当に防府市が自転車にやさしいまちとなるようにしていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、あそこは宿泊施設等も備えておって、よそからも来て利用できる形態になっておるわけですね。その宿泊施設というか、これの利用状況はどうなっているのでしょうか。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

平成22年度のサイクリングターミナルの宿泊者でございますけれども、宿泊者は、大人で2,105名、高校生167名、中学生以下で972名の、合計で3,244名の利用がございました。また、日帰り客につきましては、この施設の貸し室の利用者がこれに当たるのではないかと考えておりますが、この数を申し上げますと1,758名の方が御利用になっております。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） この、今の宿泊者数をいただきました。3,244名。これを365で割ると、まあまあいろんな休館日等もあれば、1日10名の利用ということで、まあまあの数字だというふうに理解しておきます。

それで、しっかり貸し自転車の方もPRして、あわせて一般家庭における自転車のよさ、通勤・通学、これのよさをPRしていただいて、防府市が本当に自転車にやさしいまち、そういうものになるように努めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、小型太陽光発電と小型風力発電等のお答えもいただきました。で、小型太陽光発電は、たしか私が質問した時点では、20年9月でございますけれども、補助金がなかった。それで再開が、いつですか、21年4月から国が補助を再開したので、市もつられて、つられてと言ったらちょっと言葉が、語弊があるんですが、その15%に相当する額を助成するようにしたということで、ただ、それが、私、調べたところによると、1世帯当たり、平均的な家庭で3キロから4キロの太陽光パネルを乗せる、これが一般的な御家庭であるというふうになっております。

それで、1キロワット当たり15%に相当すれば、1万500円になるわけでございます。3キロで3万1,500円と。これでは、いかにも国は、現在は1キロワット当たり4.8万円でございますね、それまでは、22年まで、中断するまでは1キロ7万円あったわけでございますね。それをことしから引き下げた途端に原発の事故になったわけでござ

ございますけれども、それとあわせても、一般家庭に置く設置費が200万円以上かかるということで、いかにも少ないんじゃないかなと思っておるわけですが、これを、今回のようなこともありまして、菅総理は、日本国中1,000万個、屋根に上げるというようなことも、どこか外国に行って、おっしゃっているようでございますが、その辺、防府市としての、今時点でのお考え、あればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 御指摘のとおり、これまで7万円であった補助金、1キロワット当たり、国の補助金ですけれども、7万円であったのを、これは事業仕分けでございましょうか、4万8,000円にされた。その後、悲惨な災害が起きたわけですが、今、おっしゃいましたように、国としても、この太陽光発電には恐らく力を入れるであろうというところが見えております。

私どもの今1万500円というのも、県内で言えばさほど低いところではございません。県内で13市のうち6市しかやっておりません状況ですから、なおかつうちの場合、15%でありましたが、4万5,000円に落とされたことで、じゃあその15%並みに7,000数百円に落ちるのかと言え、皆さんに御案内したとおり、1万500円の定額にしておるといふことで、配慮はしております。

申し上げましたように、国の方向転換ということも見据えながら、状況を見て、今後の方針を決めていきたいというふうに考えています。

○副議長（松村 学君） 重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、お答えをいただきました。それで、補助金は、国は7万円から4万8,000円に落とした。それで防府市は従前どおり1万500円、定率から定額の1万500円を続けていると、こういうことでございます。それともう一つ、補助と言ったらいんですかね、国というか、電力会社が、先ほど市長の方から買い取りということもおっしゃいましたけれども、昔は買い取り単価がなかったものが24円になったんですね。それが48円にされて、そしてまた現行は42円に下がっていると。

この増減にかかわらず、防府市としてはこの1万500円というものを現時点では維持されるのか、あるいはその買い取り単価が下がってくれば、それを上げるような施策は考えられるのか、もしわかれば、想定問題みたいで、国が、今からこれがどんどん、その補助制度も変わってくるだろうし、買い取り制度もかわってくるだろうと思いますが、どうなのか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 確かに48円が42円に落ちましたが、これは一過性

のものであるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、国の動向を十分注視しながら考えていきたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） じゃあ最後に要望といいますか、しておきたいと思います。

先ほども言いましたように、1件、標準家庭に上げると、200万円も250万円もかかるわけでございます。それで、国の補助、キロワット、概算4.8万円ですが、これを5万円としますか、それで防府市の助成額1万円と、あわせてちょっと6万円でございます。3キロのものを上に上げるということは、18万円の補助しかないんですね。まだまだこれを普及させていこうと思えば、それは補助は多いにこしたことはないわけですが、よその市ではキロワット当たり、これは前回の質問のときに調べた数字でございますけれども、何十万円もその普及のために――40万円ですね、40万円もやっているところもあるわけでございます。

ぜひ防府市でも、そういう施策をこれから十分考えていっていただきたいということを要望いたしまして、この項の質問は終わりにしたいと思います。

それでは、次の大きい項目、2点目に移りたいと思います。市の活性化に寄与する、働く場の創出対策についてでございます。

これも東北・東日本大震災にかかわることに起因いたしますけれども、報道等によりますと、地震、そして津波により被災された地方に所在する多くの企業や官公署が管理・保管していた書類や電算のデータが紛失、喪失したと報じられております。

そのような中、早速、ある大手通信システム会社等は、データ管理システムをもう日本から外国に移すとか、データセンターを外国に設置するとかの対応に入っていると、こういう報道もなされているわけでございます。

さらには、コールセンターを地震の少ない西日本に移すとかの会社もあらわれておるといふふうに伝えられております。

そこで、まず働く場の創出対策第1点目として、我が防府市は気候温暖、豊かな自然に恵まれ、生活環境、産業立地の好条件を備えていると、市発行の書物にも記載されているとおり、大きい地震も余りなく、津波等も割合、少ない地域ではないかと思っております。

東北大震災が発生し、被災にあった自治体のデータもほとんど津波に流され、紛失したとも聞いております。

地震も津波も起きる確率の少ない、低い防府市に全国に自治体向けサービスを提供するバックアップデータセンターやコールセンターを設置するなどの発想もあると考えます。

これは、大きく広い用地も不要で、インフラ整備も余り必要のないと言えるかどうか

かりませんけれども、雇用を確保する手法の一つになるのではないかと、私自身思う次第でございます。

そのようなことを前提に、企業等のデータセンター、コールセンター等の誘致等の提案をいたしたいということでございます。これらの誘致については簡単ではないことはわかっておりますけれども、最大限の努力はする必要はあると存じております。

また、今のデータ管理センターにも共通する事項かもしれませんが、高齢者や身体障害者などの方の人材活用方策として、大手会社等のシステム開発などの協力、オフショアという言葉でございませけれども、下請を行う制度、受注する制度を考えてみてはいかがかというものでございます。

これもデータセンターと同じく、広く大きい用地やインフラ整備もほとんど不要ではないかと思っております。現在、大手企業等で、システム開発や運用管理などのオフショアを、安価な労働力が得られるインドや中国、そういう、海外に事業者や子会社をつくって委託したり、仕事をさせたりしているところも数多いのが現実とも聞いております。これは日本における人件費が高いことが原因であると言われております。

しかしながら、ここで問題なのは、現地スタッフとの間で、どんなに通訳等を交えても、なかなか現地スタッフとの間で、なかなか、言葉や習慣の違いからくる、微細なコミュニケーションの不足などで発生する品質や納期、その他種々細かいトラブルも多いと言われております。結果的にはコスト増につながるのではないかととも言われております。

そこで、防府市では、自前の企業用地が現在ないわけでございますから、簡単な建屋があれば可能なシステム開発、あるいはコールセンター、こういうようなオフショア施設を整備し、誘致に取り組んでみてはいかがかというものでございます。

また、このオフショア、高齢者、障害者でも可能と申しましたので、高齢者、障害者の就労支援の現状もわかればお教え願いたいと存じます。

以上で質問席からの2番目、大きい項目についての質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 市の活性化に寄与する、働く場の創出対策についての御質問にお答えいたします。

まず、データセンター等の誘致に関する御質問でございますが、データセンターの誘致につきましても、施設を設置して企業のデータセンターとして利用してもらうもの、あるいはデータセンター施設そのものを立地するものという、2つの種類が考えられます。

どちらの場合も誘致する際は、立地条件として、設置を予定している事業所とのアクセスのほか、近隣に活断層はないか、海岸線からの距離は十分か、また標高や河川等との位

置関係はよいか、液状化の指定地域になっていないかなど、さまざまな視点から、災害を受けにくい立地状況下にあるかどうかの検討が必要となります。

また、建物は、地震による損害を避けることができるよう免震構造とするなど、通常以上に耐震性能の高いものが求められます。

さらには、自家発電装置やUPS、いわゆる無停電電源装置でございますが、こうしたものの災害対策設備の設置や、電算室、いわゆるマシンルームですね、マシンルームの電源や空調能力、セキュリティ対策等も高レベルなものが必要となり、インフラ整備のための膨大な経費が必要でございます。

また、建物や設備以外におきましても、安定的な電力の確保ができるのか、複数の通信事業者による大容量の通信回線の提供があるか、また、緊急時にある程度の駐車スペースも確保できる広さを有しているかなどといったことも条件となります。

このようにデータセンターをつくるには相当な初期投資を必要とすることになり、費用対効果を考慮すれば、十分な土地も必要になってまいります。いずれにいたしましても具体的な企業とのお話が前提で、準備を進めることとなろうかと思えます。

今日、通信機能の進展は急速に進み、コンピュータシステムはクラウドと言われるものへと進化してきておりまして、各企業や自治体におけるコンピュータの設置は、どこに置いても余り支障がないという、全国広域化の状況下でございます。

また、防府市は幸いにも地震が少ないであろうとされており、立地条件として、ある程度の基本的な条件を備えていると考えておりますので、本市へのデータセンターの立地につきましては、まずは企業への訪問時に提案してみるなどを行い、また、関係機関からも情報をいただきながら、今後の企業誘致活動の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 続きまして、高齢者、身体障害者などの人材も活用可能な新規事業の展開につきましてお答えをいたします。

障害者の雇用につきましては、障害者雇用促進法の改正により、企業の障害者雇用も進みつつありますが、一般就労に結びつくケースは少ないのが現状でありますので、自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、ハローワーク、山口障害者職業センター、障害者就業生活支援センター等と連携をして、一般就労に向けた支援を行っております。

また、障害者の方が就労に向けての職業訓練を希望される場合には、周南市にあります県立東部高等産業技術学校が障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しておりますので、ハローワークを通じての斡旋も行っております。

次に、高齢者の雇用につきましては、豊富な知識や経験、技能を生かし、いきいきと活躍できるよう、シルバー人材センターを中心として、就労機会の確保や働きやすい環境づくりを推進してまいりたいと存じます。

最後に、議員御提案であるオフショア開発につきましては、大手IT企業が日本での高い人件費を嫌って、安価な人件費を求めて海外へ業務の一部を委託をされておりましたが、現地採用のスタッフに十分な技術がないこと、言葉や習慣の違いからくるコミュニケーション不足などが原因で発生する納期や品質に関するトラブルが増えてきているため、海外から国内への見直しが進められていると理解しております。

いずれにいたしましても、新たな事業の展開としてオフショアを導入する企業誘致が、高齢者や障害者の方への雇用の拡大につながるかにつきましては、いまだ不透明な状況でございますので、県及び商工会議所などとも連携を図りながら、検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、データセンターの方では確かにそういう耐震性とか、いろんな条件整備をしなければいけないということは理解しておるわけでございます。今回もこの6月議会でございますか、防府市のサーバー、これをよその市へ持っていくということでございますね。そういうこともあるわけでございますが、私は逆によそから持ってくるような、そういうことをしてもらいたい。言いますのも、働く場がない、それで若者がここに定着しない。で、今、このまちづくりプラン2020、これの20ページ、目指すべきまちづくりの方向で市民アンケート、これが出ております。その中で、企業の立地が進む、働く場の豊かなまちというのが、もう、3番目でございますね、病院や医療体制が整っている、福祉サービスが充実したまち、防災、防犯、交通安全などの安全対策が、しっかり安心して暮らせるまちに次いで、働く場が欲しいというのが、もう、すごくパーセンテージが多いわけでございます。

そういうことからしても、ぜひ、そういうものは、よそに出るんじゃなしに、引っ張ってくるぐらいの心意気が欲しいというふうに思っております。

それから、オフショアの件でございますけれども、これも簡単な、建屋というか、こういうものがあれば、今は簡単に、そういう企業さえ探し出して、来てもらう交渉、こういうようなことをすれば、いくらでもできる。

ここに今、このデータセンター誘致合戦という表題の新聞もございまして。これ各市町村が特にこの震災後、情報を巡らしてうちへうちへと、きょうの新聞も、熊本に何か、まだこの市町村とは言えないけれども、もう誘致をして、一生懸命やるという新聞記事が、

けさの新聞にも出ておりました。そういうことで、ぜひ情報網を張り巡らしていただきたいと思います。

私の、これが平成20年3月5日のやはり一般質問で、縦横断的に、途中から読みますけれども、組み合わせて、要は、行政の中に情報収集専門官、こういうものを置いてはどうかと、そしてその情報を集めてばかりじゃだめ、で、新しいものに飛びついてもだめ、その後のことも考えなければいけない、そのためには分析官というのも要るんじゃないかと、こういうことを20年の3月の5日の一般質問で最後に要望しております。今回も要望をいたしたいと思います。

そのときは答えはございませんでしたね、次の質問ということに入っていっておりますので、ぜひそういう情報収集をしっかりとやって、その対応をしっかりとやっていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で12番、重川議員の質問を終わります。

ここで午後2時まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時 2分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次は、26番、山下議員。

〔26番 山下 和明君 登壇〕

○26番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、向島地区の排水対策についてであります。

向島地区の生活環境を改善していく漁業集落排水施設整備事業の導入の懸案について、平成9年、平成12年、そして平成18年と平成21年6月議会において質問いたしましたところあります。今回で5度目の質問となります。

御承知のように、向島地区には排水処理施設が整備されていないがために、雨量の多いときや大潮の時期には排水路からあふれ出し、これらの水路側溝は著しく老朽化し、その機能を果たしているとは言えない状態にあり、環境衛生面において問題が生じております。

こうした生活排水、環境の現状に対し、平成10年、当時の市当局の関係者、そしてお亡くなりになられた元市議会議員の川崎さん、種田さんを交え、地元関係者出席のもと、漁業集落排水施設整備事業の導入について、説明会や本格的な協議が何度も開催され、協議が深まる中、地元の8割を超える世帯で同事業の同意、賛同を得て時節を待ったのであ

ります。このことは御承知のことです。

向島地区で検討されている漁港及びその周辺水域の浄化を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに附帯する処理施設を整備する漁業集落排水施設整備事業の導入によって、向島地区の生活環境を総合的に整備することについて、前段申したとおり、市当局と約束が図られ、13年の歳月が流れているのであります。

平成18年3月議会でこれらの懸案事業の質問に対し、当局の答弁は、向島地区の生活排水の問題に関して、地元からも下水道等の生活環境整備について再三の陳情を受けており、理解をしている。汚水処理については、将来的には公共下水道への接続を考えている。新田地区の公共下水道整備事業、中関5号幹線の進捗状況は、錦橋手前の250メートルまで築造済みで、錦橋地先の問屋口地区の整備は平成19年ごろには完成の見込みであるので、事業の進捗を見ながら、今後とも協議し、漁業集落環境整備事業の実施に向けて、アンケート意向調査、そして基本計画の策定に取り組むといった方針が示されました。

そこで、3年が経過した平成21年の6月議会において、同事業の実施に向けてのアンケート意向調査はどうだったのか、基本計画の策定スケジュールはどうか、同事業の見通しについて質問したところ、松浦市長の答弁は、その後3年が経過し、公共下水道事業が、対岸にある新田問屋口地区の幹線整備が平成19年度に完了すると見込んでいたが、諸般の事情により大変遅れ、ようやく21年度から同地区の実施計画に取りかかる見通しとなった。そして、22年度から工事に着手し、平成23年度末の工事完了を見込んでいる。

向島地区の漁業集落排水施設整備事業につきましては、この公共下水道事業の進捗状況を見ながら進めてまいりたいと事業の遅れについて弁明がありました。

また、事業実施に向けてのアンケート意向調査を行い、その上で基本計画の策定等に取り組むと答弁しているが、平成19年9月と平成11年2月に行ったアンケート意向調査から10年以上を経過しており、当時と比較して、人口世帯数、高齢化率、合併浄化槽の設置状況等が相当変化している状況の中で、前回のアンケート調査の内容をさらに一步踏み込んだ形での質問事項について、再度検討しているところであり、今後は、速やかに地元自治会長さんをはじめ、関係者の方々とアンケート意向調査の実施も含め協議に入りたい、その上で合意が得られれば、アンケートの配布・回収と分析を行い、地元との協議を進め、機運が熟せば基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと、具体的な方針が示されたところではありますが、しかし、言葉だけで、何ら進展がないのが実情であります。

向島地区を漁業集落排水施設整備事業で生活環境を向上させ、排水処理は公共下水道へ接続する方針に向けて取り組みがされていますが、取り組みがすべて延び延びで、しかも

十数年もときが経過しており、果たして、どう、事業によって整備が図れるのか、疑問を抱くわけであります。

今後は、速やかに地元との協議を図ると御発言されて2年が経過していますが、意向調査及び地元との協議が、今日までどのような取り組みをされたのか、具体的に示していただきたいのであります。

2点目は、向島地区の雨水対策についてであります。

記憶に残る平成11年9月24日早朝、山口県を台風18号が直撃し、海岸近くの地域では多大な被害をもたらし、向島地区においても高潮による床上浸水の被害世帯も多く出たところであります。

その後、高潮対策として、護岸のかさ上げ、門扉の改良、海水流入防止柵のマネキの取り付け等の対策がなされてきました。しかし、郷ヶ崎や本村の一部では、台風や大雨の時期と大潮の満潮に重なるケースにおいて、非常時用のポンプが準備されていますが、しかし、排水に関する処理については、抜本的改善は、依然となされないままであります。

平成18年3月議会で同懸案について質問をいたしておりますが、答弁では郷ヶ崎漁港区域においては、漁業集落排水施設整備事業による雨水排水対策を行う方向で、その他の区域においては新設水路の整備等が考えられる。これらの費用対効果等を比較し、検討し、総合的な治水・排水対策により、浸水被害等の解決に向けて研究したいとのことでありました。

3年が経過した平成21年6月議会で同様の質問をいたしました。市長からは漁業集落排水施設整備事業による雨水排水対策については、内部での検討や関係機関との協議を行っており、御指摘のとおり、向島地区の雨水対策について、総合的に整備していく時期にあるのではないかと考えている。

そのため、向島地区の雨水対策について、庁内を横断した協議の場を立ち上げ、水路の改修や統合排水機場の設置等の対応について、費用対効果も含め検討したいと答弁されたところであります。

向島地区の雨水対策については、総合的に整備していく時期にあると御発言されております。庁内で協議の場を立ち上げて、対応策を検討されたと思いますが、水路改修や排水機場の設置等が、漁業集落排水施設整備事業で対応する、この懸案事業の進展はどうか、お伺いいたします。

○副議長（松村 学君） それでは、26番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、漁業集落排水施設整備事業の意向調査と地元との協議についてでございます。議員におかれましては、再三にわたってこの問題に関する質問をされ、その都度、議員が壇上で述べられたような答弁を繰り返しているところでございます。

平成23年3月に公表いたしました本市の雨水処理施設整備構想の見直しにおきましても、向島地区を従来どおり漁業集落排水事業区域に位置づけるとともに、その実施に当たっては、住民の皆様のお聞きし、処理方法などを検討することといたしておりますが、地元の関係者の方々とは、昨今の災害対応の折に事業について言及いたしますものの、現段階では最新のアンケート意向調査を含め、事業の実施について本格的な協議にいたっておらず、私といたしましても、とても気になりますとともに、まことに申しわけなく思っております。

重ねて同じことを申し上げ、恐縮至極でございますが、早速、関係機関との協議、調整を行い、向島地区の汚水処理、雨水対策、道路環境等の整備に関しまして、地元の皆様の最新のニーズを把握するため、アンケート意向調査に着手し、基本計画の策定を進めるよう指示をいたしたところでございます。

次に、雨水対策事業の進展についての御質問でございますが、私は、大雨や豪雨の折には常に郷ヶ崎地区や本村地区の状況を注視し、特に台風等の豪雨と満潮が重なる場合や集中豪雨の発生時には過去の被害状況を勘案いたしまして、その都度、郷ヶ崎地区及び本村地区樋門付近に、非常用排水ポンプを設置するとともに、消防団を配備して、内水排除に対応しているところでございます。

この対応により、平成21年と平成22年の集中豪雨時にも迅速な対応ができたものと考えてはおりますが、当面はこういった形での対応を継続していかなければならないと考えております。

しかし、根本的には排水機場の設置や水路改修等について検討する必要があるもので、基本的には漁業集落排水施設整備事業による雨水排水対策の検討に入り、急ぎ方針をお示ししたいと存じます。

しかしながら、この事業につきましては、前段の汚水処理をどのようにしていくのかという問題との整合性が求められるところでございますので、住民の皆様のお考えを踏まえて、事業化を考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） それでは、向島地区の排水対策について質問させていただき

ます。

漁業集落排水施設整備事業への意向調査と地元との協議についてであります。平成10年、11年に、同事業の意向調査、アンケート調査から13年が経過いたしております。生活事情も大変変化しております。高齢化も進んでおります。再調査については今までやります、やりますと言われながら数年が経過いたしております。地元との協議、調査の説明会について、具体的にいつごろこういった協議が準備されるのか、お伺いしたいと思っております。

先ほど、市長の方から本格的な協議に入らず、大変気にしておられるようでありますので、過去と同様に延期、延期になるのではないかと危惧をいたしているところであります。関係者の方々との協議をしていただきたいと思っております。

もう一点、意向調査が遅れた要因について、それはなぜだったのかについてお伺いいたします。

もう一点は、当時、当局から汚水排水に関する改善を求める漁業集落の提案を受けて、当時、本気になられて推進された地元関係者の方々に対して、こういった説明はされないのかについても、あわせて、3点ばかり、先にお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

まず、最初の、今後のアンケート調査ということでございます。

このアンケート調査の実施におきましては、平成10年9月、そして平成11年2月に実施をしましたアンケート結果やその経緯も含めまして、議員の3番目の質問でありました、当時苦勞された方という表現がございましたけれども、そういう関係者の方にも、十分その経緯等について説明を差し上げまして、その上で地元の皆様と協議をしたい。そして、遅くとも年内までには調査を開始して、それを取りまとめたいというふうに思っております。

2番目の御質問でございますけれども、今回のアンケート調査、なぜ実施が遅れたかというところでございます。

平成21年の6月市議会定例会におきまして、平成21年中にはできるだけ地元に入りたいというふうに答弁をいたしておりますが、翌7月21日には未曾有の豪雨災害が発生をしました。さらには、平成22年度におきましても豪雨災害が発生したことによりまして、その復旧、復興の対応に追われたことが遅れた主な原因でございますが、本当に申しわけなく思っております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 遅くとも年内に調整に入りたいと言われました。もっと早い時期にスタートしていくべきじゃないかなと思います。遅れた要因について、一昨年等々の豪雨災害の処理に追われて、対応が遅れたというような御発言でありましたが、やはりそうしたところに要因を置かれるということに関して、ほかにもこういったことは豪雨災害がということで、事業がうまくいかなかった、また遅れたとかいったものに対して、こういったものに要因を持っていかれるというのは、行政側としていかなものかなと、このように私、聞いておりまして、思った次第であります。やはり、立場ある方の御発言、有言実行でお願いをしたいと思うわけであります。

次に、向島地区は公共下水道の区域外でありますので、区域外流入の手続きが必要となります。この件について、前回、質問をいたしておりますが、当時の土木都市建設部長からは公共下水道の計画の中に位置づけることになっておるので、今、調査を行っているとのことでありました。

同事業で整備に入る前に公共下水道に入れ込むための手続きが先行されなければならないと考えますが、こうした手続きに関して、地元との話し合いはされたのか、お伺いしたいと思います。当然、そういうことになりますと、受益者負担といったことも生じるわけでありますので、そうしたことにおいて、話し合い等々は当然、前もってされたと思いますが、いかがでございましょうか。

○副議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時23分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） お答えをいたします。

今、協議というお話、その手続きというお話でございましたが、下水道の方といたしましては、今まで議員さんがおっしゃいましたような形で話が進んでおることについては、重々承知をしております。

で、下水道の方に区域外として流入するにはその手続きが要るということも聞いてはおりますけれども、今まだ、先ほどからお話がありますように、地元との調整等もありまして、市の方針がはっきり決まり、事業そのものが明確にわかった段階で、そういう流入の手続き等についてはとらなければならないと思いますので、工事のほうは今、向島のほうからのその取り込みといいますか、受け入れのほうの工事も、この7月には工事も完了す

るようになっておりますので、今後の話の方向を定めて手続きの方には入りたいというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 受益者負担等々も生じるわけでございますので、そういったことも含めて、地元と協議される際におきましては、過去からの経緯も含めて説明されるよう要望しておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、雨水対策についてであります。平成11年の台風18号の高潮による浸水被害があった以降、漁業集落等による汚水処理施設というより、高潮、また雨水対策への対応が急務になっているのではないかと、そういったお気持ちの方々も多いのではないかと、私は感じております。

そこでお尋ねいたしますが、この雨水対策について、漁業集落排水事業の中で対応していくということをもう一度はっきり答弁をいただいて、もう一点、質問をいたします。

この排水機場の設置等は検討しているということでありましてけれども、遊水地を設けて集会的なものにするのか、合流させるようなものにするのか、遊水地を設けてですね、それとも水路ごとの排水機場とするのか、このことについて、前回、質問をしたときには、対応策については費用対効果も含めて検討したいとのことでもございましたけれども、費用対効果の比較結果はどうであったのか、これについてお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず最初の排水機場の設置でございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、まずは漁業集落環境整備事業での検討を行うこととしておりまして、現時点ではまだお示しはできませんけれども、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほどの2番目でございますけれども、費用対効果については、その辺についてまだ検討が十分でございません。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） おかしいですね。雨水対策というのは、漁業集落排水整備事業等というのか、そうした事業の中でということで、何度もお答えしていただいたところではありますが、今、示すことはできないなんて言われます。

また、18年、また21年においても、この費用対効果の要するに結果を待ちたいと、検討したいということでありましたけれども、検討はしておらないということにおきまして、はなはだ、この事業の取り組みについて不安を持つ次第であります。

で、郷ヶ崎は漁港区域であり、民家が密集しております。地元から老朽化した水路側溝

の改修を求める陳情書、そして要望が数多く提出されていると思いますが、しかし、当局に陳情が受理されても手つかずで、数年経過したものも多くあると思いますが、どの程度に上るのか、その辺のことについてお伺いします。

また、これらへの対応状況はどうかについてもお尋ねいたします。

で、そのことについて、地元の説明、また報告は随時されているのか、この3点についてお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 向島地区の中区、中村、小田等の各自治会の皆様から、水路改修の御要望がございましたことは承知しているところでございます。平成20年1月27日から既に5通の要望書が提出をされております。その対応状況につきましては、それぞれの要望書によって、その地区の方に対しまして回答しているわけでございますけれども、今後につきましては、今回の回答を踏まえて、今年、速やかにアンケート調査を実施いたします。そのあたりについて、過去の要望等につきまして、その対応方法、そして今後の市の考え等につきまして、十分に説明を差し上げたいというふうに思っております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 今報告がありましたように、毎年毎年、向島地区からそうした排水、道路側溝並びに雨水側溝等々の老朽化した水路改善について、要望等は出てきておるわけでありましてけれども、そうした取り扱いについて、何ら、要するに報告等々もせず、持ち越しているということではないかなど。

で、市長さんにおいても、向島地域で、いろいろ話し合い、語る会というんですか、そうしたものも何度も、年に一度されてきておられて、そうした声においては耳に届いておると思っておりました。しかし、こういったことが議場だけで、やりとりで終わっておりまして、先ほど豪雨災害等々の処理に追われて、一向に進んでないというのが判明したところであります。

最後に、この項目の最後、もう一件質問をします。

当時、地元からのそれらの陳情に対して、一方で漁業集落排水整備事業によって面的整備が図られるということもあって、そのことが足かせになって、水路等の陳情に対して改良の取り組みが遅れてきた経緯があるのではないかと思うのですが、この点についてはどのように認識されておるのか、お伺いいたします。簡潔に教えてください。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） この漁業集落環境整備事業につきましては、当初、市

の方から地元の方に対しまして提案をしたというふうに、私どもは聞いております。

そういうこともありまして、当然、水路改修等々につきましましては、当然、将来この事業で整備をされるということで、どうしても地元の方につきましましては、そういうふうな改修をちゅうちょされたのではないかというふうには思っております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 最後のところ、よく聞き取れなかったわけでありましたが、こういったところも、もう一度認識していただいて、協議をお願いをしたいと思っております。

向島地区の排水対策、雨水対策の時期が遅れる中、年数が経過して、果たして同事業の導入が成就できるものなのか、対応の進展しない状況に困惑な思いも抱いているところでありますが、向島地区の排水対策が進展することを強く要求しておきます。

先ほど、一番最初に、市長のほうから、本格的な協議に入らず気にしておられるという思いが伝わってきておりますので、どうぞ年内に、早い時期に対応をお願いしたいと思います。この項については終わります。

次に、廃棄物処理施設、新クリーンセンターの建設に関する地域住民との調整についてであります。

本市のごみ焼却施設、破碎処理施設とも30年が経過し、老朽化が進んでいることから、さらなる循環型社会の形成を推進することを目的に、平成22年4月の供用開始を目指し、本事業をPFI事業として実施することで、長期間の運営、維持・管理を行う新しいクリーンセンターを整備することが決まっております。

可燃ごみの処理については、エネルギー効率の向上と環境負荷の低減を図るため、水分の多い有機性廃棄物を機械的に選別する設備を導入し、バイオガス化施設と焼却施設を組み合わせた方式により、焼却施設の交付率は平成19年度以降引き上げられたため、整備に要する一般財源の縮減が可能となりました。

同事業の全体事業費は119億円、本年度は基礎工事等に4億6,474万7,000円が計上されているところであります。

バイオガス施設は機械的に選別された有機性廃棄物、厨芥類、紙類、草木類等、原料としてメタン発酵処理を行い、従来の焼却処理では得ることができなかったメタンガスを回収し、電力などに転換することは動力の節減につながるものであります。

そこでお尋ねいたします。本年3月11日、東日本巨大地震に見舞われた東京電力福島第一原発の事故で放射性物質が産出し、広い地域の住民や農畜産物にも大きな被害が及ぶとともに、工業品や製造業にも大きく広がり、影響を及ぼしており、あつてはならない事故が起きたことは御承知のことです。原発の絶対的安全性の神話は崩壊であります。

そこでお尋ねいたします。1として、新クリーンセンターバイオガス化処理施設の安全性について、運転上、性能上のリスクはどうか、2点目、バイオガス化施設においても原発事故と同様に安全性に不安があるのは当然で、周辺の地域住民に対し、また隣接する住民や事業所に対しては説明会を開催されたのか、お伺いいたします。

3点目、クリーンセンターの用途地域を準工業地域から工業専用地域へ変更されるに当たり、市民及び議会関係者から意見書の提出についてはどうか、3点についてお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

廃棄物処理施設の建設に関する地元住民との調整についての御質問でございましたが、バイオガス化処理施設等の安全性につきましては、防府市クリーンセンター整備・運営の要求水準書において、法律上の安全基準を遵守するよう要求しておりますことから、基準以上の安全性を備えたものとなっております。

また、御指摘のガスホルダーに関しましては、ガス事業法上のガス工作物として、ガス事業法に関連する「ガス工作物の技術上の基準」、かつ経済産業省の「メンブレンガスホルダーに係るガイドライン」に準拠しておりまして、法規制に従った耐震・耐風圧等に関する安全対策を施しております。隣接境界との距離においても法規制以上の離隔距離を確保いたしておるところでございます。

なお、ガスホルダーは屋外にございまして、なおかつ二重膜方式となっておりまして、酸素と混ざることのない密閉された空間内のため、爆発の条件には至らない設計となっております。

万が一、ガスホルダーからガスが漏れた場合でも、無色、無臭で人体に対する毒性のないメタンガスでございまして、空気より比重が小さいため、空気中では上へ流れることとなります。

今回採用したガスホルダーは世界中で広く使用されておりまして、国内ではメタン発酵施設でも20件の実例があり、爆発事故の事例は1件もございません。このように、本施設は安全性・環境性に優れた最新の施設となっております。

なお、非常時の対応及び責任の所在につきましては、PFI方式での民間による建設運営を行う施設でございますので、非常事態には、運營業務を行う特別目的会社、いわゆるSPCも対応いたしますが、防府市所有の施設でもございますので、最終的には防府市の責任において対応してまいりたいと考えております。

次に、廃棄物処理施設の建設計画の近隣住民の方々への説明につきましては、平成19年12月及び22年8月に地元説明会を開催し、御理解をいただいているところでございます。

また、隣接事業者や隣接住民の方々に対しましても、平成20年5月に御説明をいたしまして、以降引き続き説明に出向いております。さらに今後は、本年7月に工事着工に伴う地元説明会を行うことといたしております。

次に、用途地域の変更についての御質問にお答えいたします。

今回、クリーンセンターの施設を更新するに当たりまして、循環型社会の形成を推進する施設とするため、用途地域を準工業地域から工業専用地域に変更をいたしました。意見書につきましては、昨年12月、都市計画の変更案の縦覧を行った際に、1件提出がございました。

そのため、意見書の提出者の方に要旨の聞き取り調査を行い、また、内容について関係機関とも協議を行った後、本年2月、防府市都市計画審議会へ付議いたしまして、提出された意見書の内容について御説明申し上げ、取り扱いについてお諮りいたしました。

その結果、地元住民の理解を得るよう努めることという意見とともに、原案どおり承認するという答申をいただきましたので、意見書を提出された方々には担当者の方で誠意を持って御説明いたしているところでございます。

以上、お尋ねの3点にお答えをいたしました。市といたしましても、新施設建設の重要性や安全性等につきまして、市民の皆様への御理解、御協力をいただくことは極めて大切なこととございますので、市民の皆様への御説明を今後も継続して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） それでは、何点か質問させていただきます。

メタンガスの危険性についてであります。処理施設の運転上、性能上、安全の確保を図ることが当然のことではあります。メタンは無臭、無色で、引火性が極めて高い。で、液体と空気の混合気体は爆発性であると。で、原発事故のように、あつてはならない事故が現に起きておるわけでありまして。

先ほどの御説明、御回答、火災や爆発への安全性は大丈夫だと言われておるわけですが、しかし、起きてはならない事故が起きた場合、緊急事態へのマニュアル等は準備をしておられると、このように思っております。

で、次に移りますが、新クリーンセンター施設建設に関する施設の配置等の説明会が、

昨年の8月の24日、25日に東須賀、西須賀17名、そして横入川地区16名、参加されて実施されたと伺っております。クリーンセンターから南側の新田地区を対象にした理由です。どこの部署で決めて、その意図は何であったのか。

そうしますと、クリーンセンターに近い西側に位置する協和発酵社宅、その近くの周辺の地区、住民の方もいらっしゃいます。そして北側の堀口地区への報告説明会はされないのか、お伺いいたします。

あわせて、クリーンセンターに間近な隣接する住民に対して、事業者に対して、そうした説明会の通知等については、なぜされなかったのか、その点についてお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 昨年の8月24、25日で東須賀と横入川の自治会の皆様に御案内いたしまして、それぞれ16名、17名の地区の方々をお迎えしまして御説明申し上げたところでございますが、ほかの地域についてはなぜかというような御質問でございますが、一応近く、周りを囲んでいらっしゃるところの地区というところ限定したところではございます。

そういうことで、そういう考えのもとに横入川、東須賀を、近くの住民の方を選んだというところではございます。

それと、隣接する、近接する事業所、市民の方への御案内ということでございますが、一応、自治会へ入っていらっしゃるというふうな考えのもとに、それぞれの自治会に入っていないはずであるから、横入川、東須賀の自治会への御説明の中で、いらっしゃるものというふうに考えておったわけですが、後でいろいろと話を聞いてみますと、すぐ隣にいらっしゃる方はどうも自治会に入っていないということ、通知が漏れたというところではございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 新田地区、西須賀、東須賀、横入川地区を対象にということ、近くの住民を対象にして選んだと。今、私が申しましたように、そしたら、それであれば西側の住民、北側の住民は近くの住民ではないのかと、こう思います。

で、自治会に入っている、入っていない、要するに、近くの隣接者に対してであります。自治会に入っていないということで、連絡がなかったのだろうということでもあります。

先ほど土砂災害等との、先ほどの質問に対して、向島の件で、そうしたことで、処理が遅れたという要因がありますが、そうした土砂災害処理に追われていたことも関係したのかなと、こう思います。

で、その後、隣接する関係者がそうしたバイオガス施設や焼却施設といった、重要な危

険施設が、民間居住区や従業員を多く抱える事業所のそばに建設されることを知ることになります。怒りを感じるのは当然であります。特に隣接する者に対してそれまで説明がなく、説明が遅れたことはいかかなものかと思えます。

知られたのは昨年10月、いわばこの配置計画、要するに、ある企業との契約が決まった以降ですから、昨年の6月議会で議決を得た以降、そういった配置的なものを、ですから連絡が遅れたと思えますけれども、その隣接する関係者から、いわば危険な施設を遠ざけてくれ、施設の配置変更について要求する抗議がありました。その時点で、施設の配置の変更はできなかったのか、お伺いたします。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、議員らのおっしゃいましたが、説明につきまして昨年の6月の議決をいただいて以降、具体的な説明がなされまして、事業がスタートする前に、先ほど市長が壇上で申し上げましたように、20年の5月には、その事業所には説明はしておるわけですが、具体的な一代がかわれまして、その辺の説明が少し十分でなかったというところではございます。

変更につきまして、距離が近いから場所を動かしてもらえないだろうかというのがありますが、これはプロポーザル方式、PFI方式で決めまして、場所は実は既に、既にといいますか、昨年6月の議決の時点で業者が確定し、事業内容も確定したということではございまして、その時点で既に場所についてはもう変えるすべもなかったというのが事実でございます。

その後、変えるとするなら、かなりの補償等も絡んでくるのではないかとということも懸念される中で、変えることができなかったというのが現状でございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） それでは、新クリーンセンター建設は、今申されたように、公募型プロポーザルによる提案型を採用しているものでありましたら、安全性を前提に、メタンガスの回収についてとか、隣接する者に対して理解を得るために、まずは先に話し合いをして、要求を受けて、市側から条件をつけて、提案をして、事前協議に入るべきであったのではないかと、こう思うわけであります。

で、行政側の一方的な判断で進行したのではないかと、こう察知しておるわけですが、この点について、いかがお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 一方的ということではないんですが、先ほど申し上げましたように、20年の5月、前代の社長さんでございますが、その方に御説明申し上げ

まして、今度はそういったメタン等の発酵によるものも考慮しながらということで、御説明は申し上げておるところでございます。

ただ、業者を選定する工事の施設の内容につきましては、御承知のように、要求水準というところで性能、あるいは規模等々につきましては、私どもの方で要求水準書という形でお示しして、その中で、業者の方がベストな施設をつくられるという形の中で配置が決まるというふうに理解しております。

そういうことで、私どもの方から、これはここへ、この位置へ置いてくれ、あるいはこれはこの位置へ置いてくれというようなことは指示できないのがプロポーザルの現状でございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 先ほどから、平成20年5月に、隣接する業者にメタン発酵について、こうこうしかじかで説明をしたというところで、それ以後、具体的な、その場でメタン発酵について、今の社長の先代に、いわば説明をしたというところで、御答弁があったところでありますが、その点についてはちょっと置いておきます。

次に、クリーンセンターの用途地域の変更についてであります。

昨年12月1日号の市広報に、防府市都市計画用途地域の変更案を縦覧できることが掲載されておりました。内容は、クリーンセンターが対象地区として、準工業地域から工業専用地域へ変更するものであって、縦覧期間は12月の7日から21日の間で、意見書提出については12月21日必着、市民及び利害関係者に限ると明記されております。その間、隣接する住民、事業者関係者から正当な理由を付して、反対する意見書が提出されております。

都市計画用途地域の変更について、反対する抗議の意見書提出は前代未聞で、大変珍しいことではないかと思いますが、この点について、いかがでございましょうか。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 都市計画審議会への意見書の提出についてのお尋ねでございますけれども、平成14年9月に開催いたしました第4回防府市都市計画審議会において、意見の提出がございました。その際も今回と同様に、審議会において御審議をいただいております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 前代未聞ということに関してはどうでしょう。過去に例があるんでしょうか。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 用途地域の変更ということに関してでございますようか。

○26番（山下 和明君） はい。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） それについてはございません。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 都市計画審議会は、年3回から4回、開催されておられます。本年2月10日開かれた審議会に、同関係者の議案に反対する意見書を付けて、議題として審議が行われました。議題となって審議が行われ、結審の運びとなりました。

あわせて三田尻公園の駐車場を設置するという、このことについても審議が行われたようであります。

意見書による異議申し立ての背景には、先ほど取り上げた経緯から来ていると思われますけれども、意見書の重みはどうであるのか。出しても出さなくても、1回の審議会開催で決まることに困惑いたしております。

利害関係者の市民の意見は届かない仕組みに疑問を持っております。前代未聞のケースであるだけに、事業を置いて調査をした上で判断すべきであったと感じております。この点について答弁は要りません。

昨年8月の24日、25日に、東須賀、西須賀、横入川の報告会、説明会でされておりますけれども、クリーンセンターの用途地域変更について、ここでは説明がされたのかどうか、お伺いします。

それと8月の27日、文化福祉会館で、同施設の変更について、同じような説明を予定しておられましたけれども、参加者についてはどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 昨年8月24日、25日につきましては、その用途変更については、詳細な説明はなかったように記憶しております。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 8月24日、25日のクリーンセンター主催の、本来ここで用途地域の変更を説明されるべきであつたらうと思っております。でも説明がなかった。そして27日の、市全体での施設への用途変更についての説明会においても、参加者なしと聞いております。

で、昨年12月1日号の市広報に同懸案を載せただけで、平成23年12月10日に、要するに都計審が行われたと。で、地域住民、そして隣接する関係者に対して、クリーンセンター用途地域の変更については、説明がされていないことになるわけであります。

大規模な事業をしようとする行政側が、こうしたやり方で一方的な形をとることに問題があるのではないかなと思います。取り扱いを急ぐ余り手順が抜けてしまい、混戦状態を招いてしまったと感じております。この点についてどう受けとめておられるのか、お伺いしたいと思います。

このことについては、副市長にも状況を説明して、隣接する関係者は施設建設に反対しているのではなく、行政側が説明するべきときにしないで、ロックされた計画のもとに押し進めようとする態度に憤慨をしていることを伝え、歩み寄りの方法はないものかと、相談に行った経緯もあります。

民間の他業界であれば、例えば大規模店舗施設、マンション建設においても、隣接する関係者に対して訴訟等を考えて、日照問題や騒音等の環境面について特に配慮し、理解を得ていくのは当然の事柄であろうかと思えます。ましてや行政が主体として行う大規模事業において、隣接する者の関係者に対して、こうした手の打ち方、対応でよいのか、疑問が残るところであります。その後の進展は、改善されてきているのかも含めて、また市長もこのことについて、御存じであったのかについて、市長に最後お伺いして、終わりたいと思えます。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私なりに承知をいたしております。そして報告もその都度受けております。行政のやっていく手法というものは、法律で定められていることに違反をしておらなければこれでいいのだというような安堵感のようなものがあるのは否めないところではないかと思えます。すべての面において、もっと親切に、もっとわかりやすく、もっとスピーディーに事を行っていくという姿勢を行政は常に失ってはならないと、そのように私なりに感じているところでございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 今までの経緯について、るる御報告というような形になりましたけれども、今後のことも含めまして、経緯について検証していただいて、前向きに対応をお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、26番、山下議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会す

ることに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 3 年 6 月 1 7 日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 藤 本 和 久

防府市議会 議員 安 藤 二 郎